

## 平成 28 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 28 年 10 月 13 日 (木)  
13 : 00 ~ 15 : 00

場 所 : 二戸地区合同庁舎 大会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 28 年 6 月 13 日 ~ 平成 28 年 10 月 12 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 九戸郡野田村大字野田地内の土石の採掘 (砂利採取) に係る林地開発許可について

【資料 NO 2】

(2) 宮古市津軽石並びに下閉伊郡山田町石峠地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設)  
に係る林地開発許可について

【資料 NO 3】

(3) 九戸郡軽米町大字山内地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る設備整備  
計画の同意について

【資料 NO 4】

5 閉 会

## 【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 28 年 6 月 13 日～平成 28 年 10 月 12 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 28 年 10 月 13 日

## 1 森林審議会の意見聴取を要しない案件について

審議会の意見聴取を要しない案件について許可を行った場合は、「森林審議会における林地開発許可の意見を聴取する基準（平成3年9月20日制定）」に基づき、許可の概要等を許可後に開催される森林審議会に報告することとされている。

前回報告した平成28年6月13日開催の森林審議会後の開発行為に係る許可状況は、工場・事業場の設置の4件となっている。

### 10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(平成28年6月13日から平成28年10月12日まで)

開発行為の目的	件数（件）	許可面積（ha）	摘 要
工場・事業場の設置	4	20.5071	
合 計	4	20.5071	

森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（平成28年 6 月13日～平成28年10月12日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可 累計面積 (ha)	許可年月日	備考
1	ニューデジタルケーブル 株	工場・事業場の設置	九戸郡軽米町小軽米第26地割大 久保92-37ほか1筆	9.6242	9.6242	5.3641	5.3641	H28. 7. 25	太陽光発電施設
2	エコ・パワー(株)	工場・事業場の設置	盛岡市日戸姥懐36-122ほか5筆	6.9966	5.2314	3.9076	3.9076	H28. 8. 10	風力発電施設
3	農事組合法人ジョイフル ファーム八幡平	工場・事業場の設置	九戸郡洋野町種市第4地割続石 104-1	17.0441	16.0585	8.6650	8.6650	H28. 9. 12	養豚場及び糞尿処理施設
4	SSJメガソーラー17合同 会社	工場・事業場の設置	紫波町佐比内正分沢109-2ほか2 筆	6.9566	3.9759	2.5704	2.5704	H28. 9. 12	太陽光発電施設
		4 件							
	計	4 件		40.6215	34.8900	20.5071	20.5071		

【森林審議会諮問対象外】  
林地開発許可累計面積が10 h a 未満のもの。

## 【 審 議 事 項 】

九戸郡野田村大字野田地内の土石の採掘（砂利採取）に係る  
林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会  
平成 28 年 10 月 13 日

# 1 開発計画の概要

## (1) 申請概要

申請者	住所 氏名	東京都千代田区飯田橋二丁目2番1号 第一石産運輸 株式会社				
申請場所	九戸郡野田村大字野田第37地割字焼切30-389 ほか34筆					
申請の目的	土石の採掘（砂利採取）					
計画期間	平成19年11月9日から平成31年7月31日					
事業費	719,849千円					
申請面積	単位：h a					
	区分	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の 面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	既許可	60.7174	46.1079	14.6095	60.7174	—
今回変更	4.6905	2.4574	2.2331	4.6905	—	
合計	65.4079	48.5653	18.8426	65.4079	—	
<p>※ 変更による林地開発面積</p> <p>—平成19年度森林審議会林地保全部会の開発面積</p> <p>=48.5653ha-42.1463ha</p> <p>=6.4190haの増</p>						

## (2) 事業計画の概要

本件開発行為は、砂、砂利の採取を目的とした土石の採掘事業であり、昭和51年1月に第1期の許可を受け、事業継続により平成19年11月9日に第8期の許可を受けているものである。

既許可区域内における採取計画更新に伴う掘削部分の拡張のため、今回約2.5haの開発区域の拡大を申請するものである。

採取した砂、砂利は、主にコンクリート用の砂、骨材として利用されている。

採掘区域の拡大により、3年間の計画期間内で約951千m<sup>3</sup>の砂利採取を見込んでいる

## 2 申請地の現況

地形及び林況	<p>申請地は、野田村役場の北東約 2 km に位置しており、標高が 80m～140 m で、傾斜は平均 20° となっている。</p> <p>地質は新生代の礫岩であり、表土は黒色土である。</p> <p>今期申請開発区域内の林況は、広葉樹（23～73 年生）が全体の 70%、次いでアカマツ（47～68 年生）が 23%、スギ（58～83 年生）が 7% を占めている。</p> <p>また、当区域は岩手県自然環境保全指針によると、保全区分が A～E の 5 段階区分の「C」と評価されており、二次的自然環境の中でも自然度が強いと判断される重要な植生を含む地域とされている。</p>
周辺の自然・地物の状況	<p>事業区域の東側は普通河川広内川に近接するほか、南東側は太平洋に近接している。</p> <p>また、事業区域の周辺は、東側の広内川に沿って農地が広がり、農地の中に人家が存在している。それ以外は森林に囲まれる。</p>
周辺地域の施設等の状況	<p>事業区域の南東側に接して北東から南西に県道野田長内線が通っている。また、東側から北側に近接して村道新山広内線が通っている。</p> <p>事業区域の近隣の区域は農地や集落が存在するが、雨水等の放流先である下流域には作業小屋はあるが住居は存在しない。</p>

### 3 開発計画及び審査結果

#### (1) 災害の防止に関する審査

<p>許可基準</p>	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水施設は、10年確率で想定される雨量強度の流出量の1.2倍以上の流下能力を確保すること。</li> <li>・ 土砂流入量の1.2倍以上の土砂貯留容量を確保すること</li> </ul> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土：勾配45°～39°（1:1.0～1.2）以下（固く締まった砂利） 高さ5mないし10m毎に水平幅1m以上の小段を設置</li> <li>・ 盛土：勾配33°（1:1.5）以下 高さ5m毎に水平幅1.0m以上の小段を設置</li> <li>・ 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置が講ぜられること</li> </ul>
<p>開発計画</p>	<p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <p>排水施設は、5箇所すべてが10年確率で想定される流出量の1.20倍以上の流下能力を有する構造としており、適切に場内の雨水を河川や他の排水施設まで導く計画である。</p> <p>また、沈砂池及び洪水調整池兼沈砂池は、7基すべてが開発地から流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造としており、外部への土砂流出を防ぐ計画である。</p> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定</p> <p>切取法勾配は、45°（1:1.0）以下として、直高5m毎に幅2.0mの小段を設ける計画となっている。</p> <p>盛土法勾配は、26°（1:2.0）以下として、直高5m毎に幅2.0mの小段を設ける計画となっている。</p> <p>切取法面、盛土法面は、種子吹付による法面保護工を施工し、雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p> <p>また、小段部へは0.3m程度の客土を行い、マツ等の苗木の植栽を実施する計画である。</p> <p>発生する土砂は採掘跡地の森林復旧のための客土や場内の埋戻しに利用するため、区域外への残土処理は発生しない。</p>
<p>審査結果</p>	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>



## 沈砂池及び洪水調整池兼沈砂池の土砂貯留容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量	安全率
A 沈砂池（既設）	99m <sup>3</sup>	<	130m <sup>3</sup>	1.31
貯水池（既設）	194m <sup>3</sup>	<	2,337m <sup>3</sup>	12.05
B 沈砂池（既設）	151m <sup>3</sup>	<	1,001m <sup>3</sup>	6.62
A 調整池兼沈砂池 （既設）	3,071m <sup>3</sup>	<	3,940m <sup>3</sup>	1.28
C 調整池兼沈砂池 （既設）	7,578m <sup>3</sup>	<	9,700m <sup>3</sup>	1.28
D 調整池兼沈砂池 （変更）	4,236m <sup>3</sup>	<	7,906m <sup>3</sup>	1.87
E 調整池兼沈砂池 （新設）	2,070m <sup>3</sup>	<	4,941m <sup>3</sup>	2.39

## (2) 水害の防止に関する審査

許可基準	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発地下流において、増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</li> <li>・ 洪水調整池からの放流量を下流の許容放流量以下とすること。</li> <li>・ 洪水調整必要容量以上の容量を確保すること。</li> </ul>
開発計画	<p><b>水害対策</b></p> <p>開発地から、濁水が流出しないよう、4基の沈砂池兼洪水調整池を設置し30年確率の降雨を貯留して調整したうえで下流の狭窄部に放流する計画である。また、洪水調整池の容量は必要容量を上回った量で設置する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

## 洪水調整池必要容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量
A 調整池 (既設)	58,022m <sup>3</sup>	<	59,030m <sup>3</sup>
C 調整池 (既設)	55,804m <sup>3</sup>	<	66,700m <sup>3</sup>
D 調整池 (既設)	31,825m <sup>3</sup>	<	32,427m <sup>3</sup>
新 E 調整池	12,158m <sup>3</sup>	<	13,773m <sup>3</sup>

### (3) 水の確保に関する審査

許可基準	防災施設の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
開発計画	水量確保、水質悪化対策 雨水を放流する際は、混入している土砂を沈砂池及び沈砂池兼洪水調整池で沈降させたうえで放流する計画である。
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

#### (4) 環境の保全に関する審査

許可基準	<p>森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>① 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p> <p>② 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽すること。 また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽すること。</p>
開発計画	<p><b>森林の残置、騒音・粉じん等の緩和、景観の維持対策</b></p> <p>森林率は 28.3%の計画である。</p> <p>開発区域の周辺に幅 30m以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。</p> <p>最終残壁となった箇所から随時、小段に客土を行い、マツ等の苗木を 2.2m程度の間隔で植栽し、進入してきた在来種も成育させる計画である。また、法面は種子吹付を行い緑化する計画である。</p> <p>開発完了後は平坦部に客土し、小段の植栽と同様に植栽する計画である。</p>
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

#### 4 一般的事項

土地 使用 の 権 利 等	開発行為に係る森林	開発行為に係る森林、残置森林、造成森林については、84%が自社所有地であり、他の森林については賃貸借契約を締結している。
	残置森林又は造成森林	
	その他	—
資金計画	全体の事業費は719,849千円を見込んでおり、資金は主として事業の売上により賄う計画となっている。	
他法令等との調整	砂利採取法 砂利採取計画認可申請：認可済（平成28年7月26日認可済）	
市町村長の意見	意見はP10のとおり。	
関係機関の意見	意見聴取機関	県庁環境保全課、自然保護課、生涯学習文化課 県北広域振興局農政部 県北広域振興局土木部 県北広域振興局保健福祉環境部
	意見	意見はP10～11のとおり。
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隣接地の地権者から、事業実施に係る同意書を取得済。また、事業区域に近接している広内地区の住民を対象に説明会を開催している。</li> <li>2 岩手県自然環境保全指針に配慮し、自然環境の保全、希少野生動植物の保護に努め、造成森林にはマツ類等を植栽する計画である。</li> <li>3 公道取り付け道路、事業区域内道路については、ダンプカー等の運転手に対し、交通安全上の教育及び指導監督に努め、安全を確保する。また接続する県道野田・長内線からの取り付け部には門扉を設置し、部外者の進入防止を講じているほか、出入口付近の清掃を実施し、地元住民及び通行者の快適性、交通の安全を図っている。</li> <li>4 開発に伴う野田村長との協定書は、P12～14のとおり。</li> <li>5 久慈市漁業協同組合、野田村漁業協同組合から開発に関する同意書を取得している。</li> </ol>	

別紙

意見聴取先	開発規制法等	意見
野田村長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	支障なし。
	開発協定等との関連	支障なし。
	市町村における地域開発構想等との関連	支障なし。
	地域住民の意向との関連	—
	その他	—
岩手県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。  参考事項： 今後、一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、野田村総務課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
岩手県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。  ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。
岩手県 教育委員会 事務局 生涯学習 文化課	文化財保護法	当該地区には文化財保護法等で指定された史跡等や、「岩手県遺跡台帳」に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。ただし、事業中に遺跡を発見した場合には、直ちに野田村教育委員会に連絡して、その指導を受けてください。
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域整備の整備に関する法律	意見なし。
	農地法	意見なし。
		参考事項 今回申請となる土地は、農用地区域外の山林原野であるため、農振法の規制の対象外である。 また、現況地目は山林原野であるため、農地法の規制の対象外である。

意見聴取先	開発規制法等	意見
県北広域 振興局 土木部		なし 参考事項 ・道路への汚損防止対策を講じること。 ・河川への濁水流出防止対策に努めること。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部	土壌汚染対策法	盛土及び掘削工事にかかる面積の合計が3,000㎡以上となる場合は工事着手の30日前までに同法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出が必要であること。 参考事項 平成28年9月15日付で当該開発行為実施区域の砂利採取計画認可済み。

## 公害防止に関する協定書

第一石産運輸株式会社（以下「乙」という）は、乙が九戸郡野田村大字野田字釜屋沢地先で操業中の砂利採取事業が、地域住民の健康や生活環境に影響を与えないよう、野田村（以下「甲」という）と次の事項を定めてこれを協定書とする。

### （粉じん対策）

第1条 乙は、大気汚染防止法第12条第3項の規定により乙が届出た「粉じん発生施設（ストックヤード）」より粉じん等の飛散の恐れがあるときは適時散水を行ない、粉じんの発生を防止するものとする。

### （騒音対策）

第2条 乙は、民家に近い箇所の残置森林（保安距離）の中を充分にとるとともに、民家側の事業場内側に法面を造成し、掘削重機等の騒音が直接伝わらないように努めるものとする。

### （洗淨汚濁水対策）

第3条 乙が必要とする管材の洗淨用水は、沈澱池の水を循環使用致しますので、汚濁水の場外流出はありません。

### （雨水排水対策）

第4条 乙の作業場内の雨水は原則として調整池に導き、流出量を調節の上放流し、流末には沈砂池を設けて公共水域に放流するものとする。

### （その他の対策）

第5条 県道野田久喜線と交わる搬出道路部分は、ダンプ車のタイヤに付着する泥土の巻だしを防止するため舗装を施すとともに、搬出道路・県道野田久喜線の清掃を励行致します。

また、粉じん発生施設以外の施設でもほこりの発生の恐れがあるときは散水等を行ない、ほこりの発生を防止致します。

### （残置森林の管理）

第6条 乙は昭和50年11月20日付で、甲並びに土地所有者代表と締結した「残置森林等の管理に関する協定」を遵守し、善良に維持管理を行なうものとする。

### （操業）

第7条 操業時間は原則として午前8時から午後5時までとする。

### （報告又は調査）

第8条 甲は必要に応じて乙に対し報告を求め、またはこの協定の実施に必要な限度において、工場内に立ち入り調査することができるものとする。

### （操業の停止）

第9条 甲は、前各号の対策によっても現実に乙の操業によって、住民の健康及び日常生活が著しく損なわれると客観的に判定したときは、その起因する操業の全部または一部を一時停止し、または必要な処置を講ずべきことを指示できるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。



(損害の補償)

第10条 乙は災害の防止に万全を期するが、万一災害が発生したときは、甲乙協議の上調査を行ない、その原因が明らかか乙の責に帰すべきものと認められた場合は、乙は必要な処置を講ずるとともに被害者に対し適正な補償をするものとする。

(署名の他)

第11条 この協定に定めのない事項については、乙は誠意をもって甲と協議し、解決を図るものとする。

この協定を締結したことを証するため本書2通を作成し、甲乙各々1通を保有する。



平成33年3月25日

( )

甲

野田村  
野田村村長 佐藤吉男

村戸澄  
佐藤野  
印田介

乙  
東京部千代田区飯田橋2-2-1  
第一石産運輸株式会社  
代表取締役 越智耕作



## 残置森林等の維持管理に関する協定

森林法に基づく開発行為により、野田村長 小田祐士（以下「甲」という。）と第一石産運輸株式会社 取締役社長 越智良幸（以下「乙」という。）とは、次の残置森林等の維持管理について、下記のとおり協定を締結する。

開発行為をしようとする場所：九戸郡野田村大字野田第37地割字釜屋沢地先  
開発行為をしようとする区域面積：67.5681ha  
残置又は造成する森林又は緑地の区域面積：13.7389ha

### 記

(残置森林等の保存)

1. 残置森林等は他の目的には一切転用いたしません。

(地域森林計画の遵守)

2. 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施工を行います。

(造林の実施)

3. 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

(保育の実施)

4. 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、活着するまでの間散水等の措置を講じます。その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行います。

(立木の伐採)

5. 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所、伐採面積を予め管轄部署の長に届け出てその承認を受けます。

(維持管理計画書)

6. 開発行為完了時に残置森林等の維持管理計画書を作成し、知事に提出します。  
なお、計画に変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出します。

(誓約事項の承継)

7. 残置森林等の所有権その他の森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を承継します。

(疑義等の解決)

8. この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

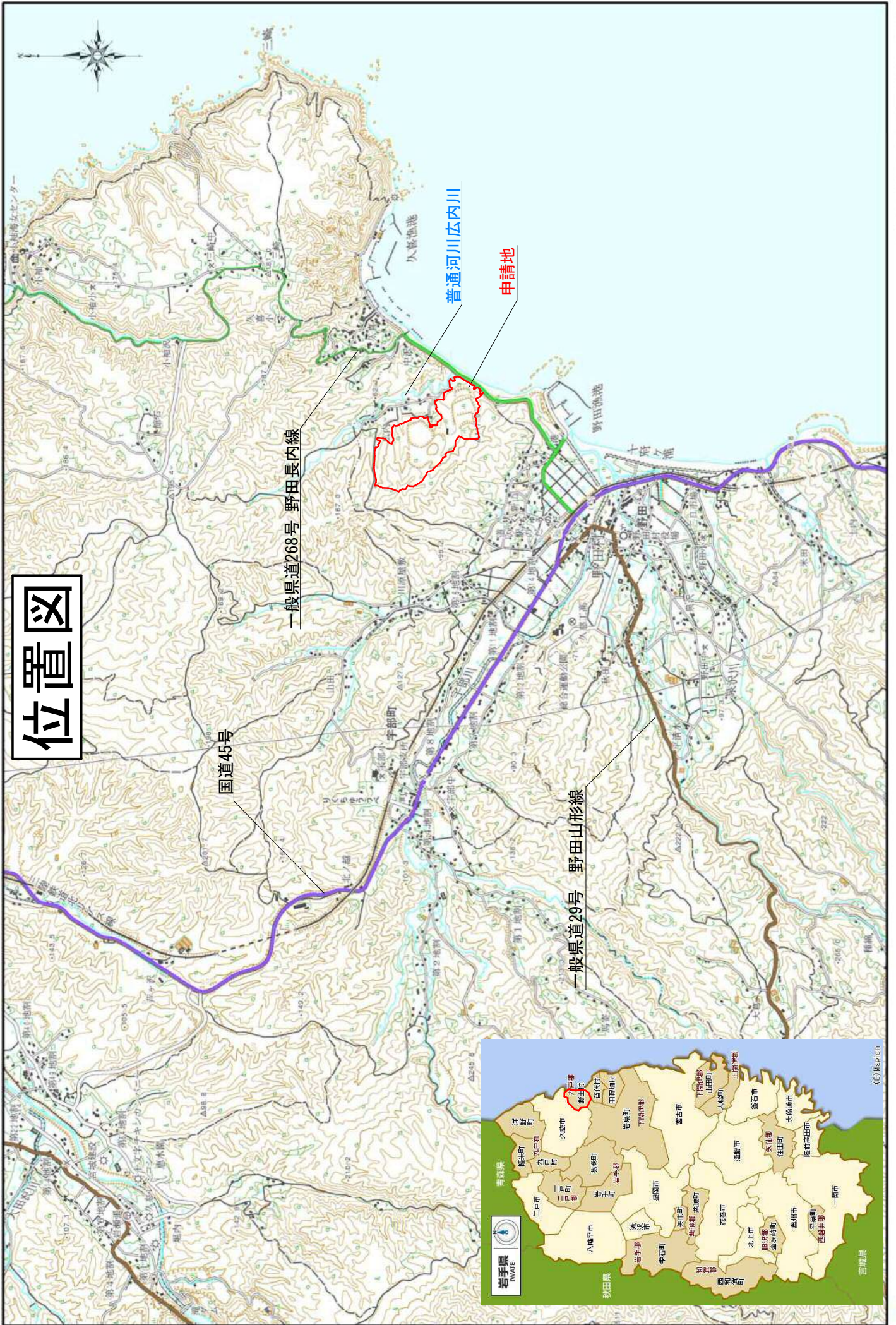
以上、本協定成立の証として、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

協定年月日 平成28年10月5日

市 町 村 長 野 田 村 長 小 田 祐 士  
(甲) 九戸郡野田村大字野田第20地割字釜屋沢地先

開発行為申請者 第一石産運輸株式会社  
(乙) 取締役社長 越智良幸  
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目2番1号





# 位置図

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、図  
 解発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番  
 号 平19総経、第186-22366号)

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km  
 1:50000



# 衛星画像

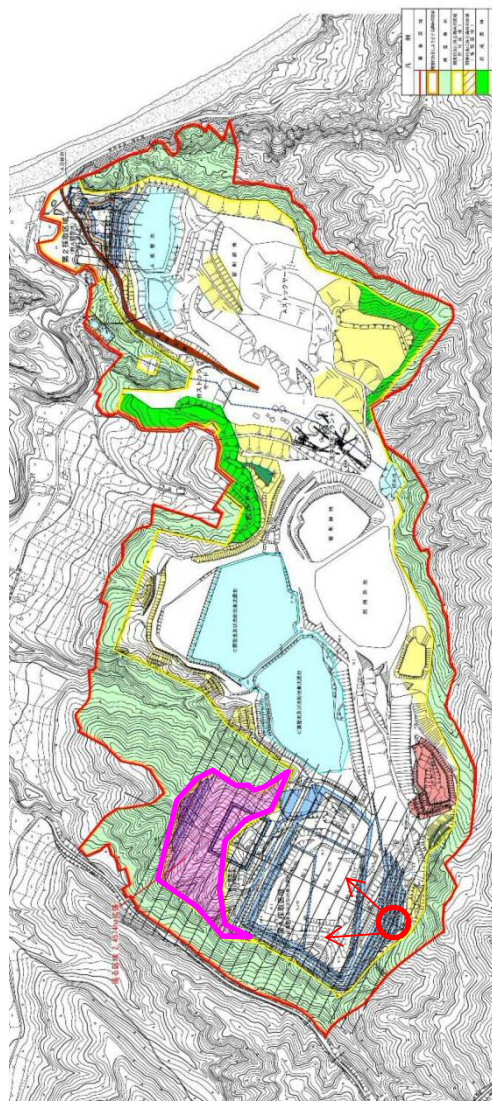


	事業区域
	当初の事業区域
	係る森林区域

© 2016 ZENRIN

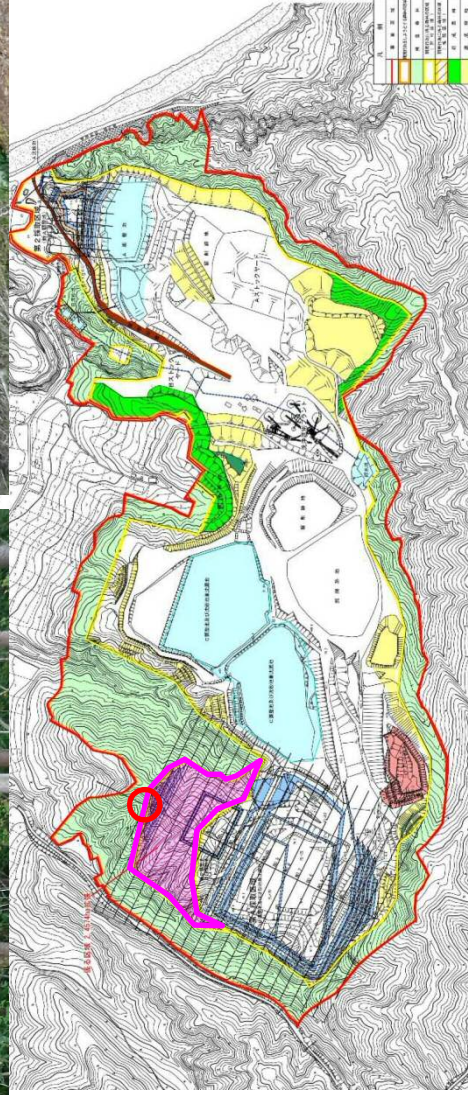
Google earthより

# 現況写真(今回拡大部分)



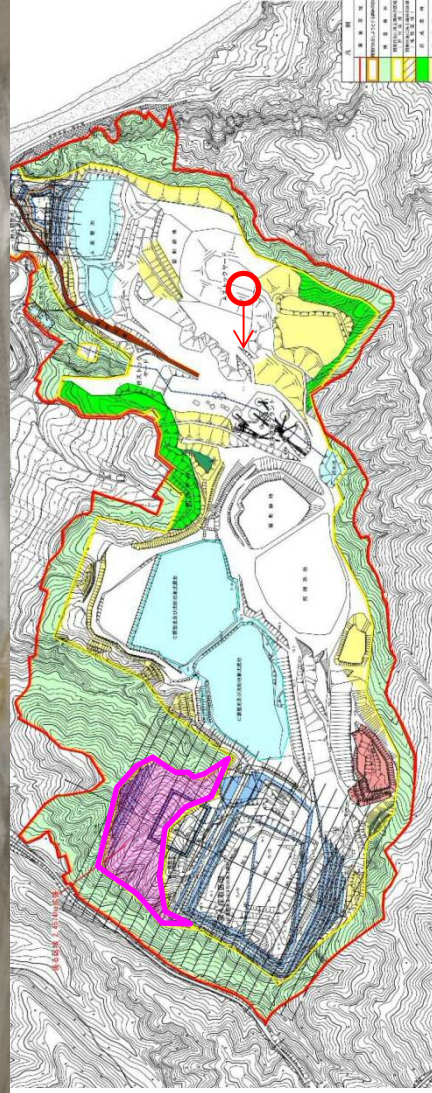
# 現況写真(今回拡大部分)

## 林内の状況



# 現況写真(既許可部分)

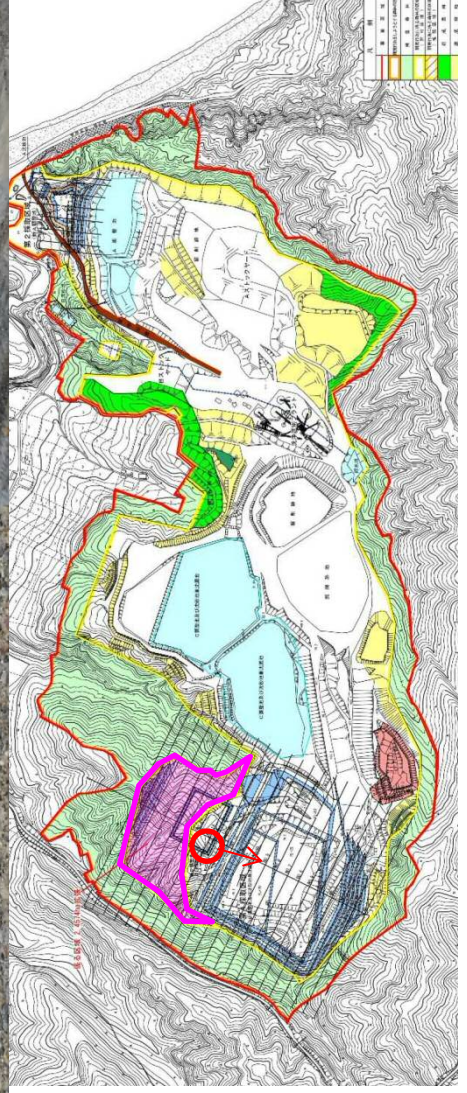
## 洗淨選別プラントの状況



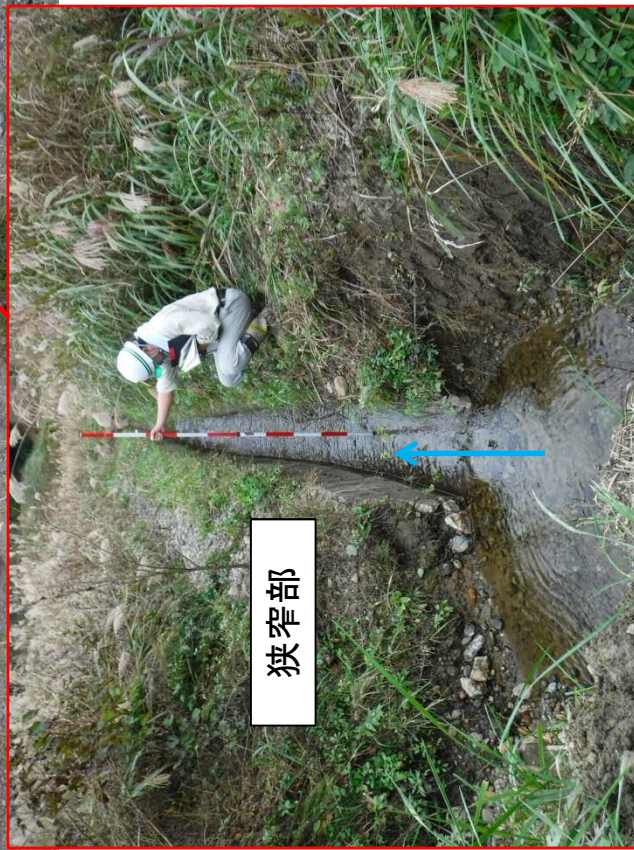


# 現況写真(防災施設)

D洪水調整池(既設→変更拡大)



# 現況写真(流末状況)



**【 審 議 事 項 】**

宮古市津軽石並びに下閉伊郡山田町石峠地内の  
工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会  
平成 28 年 10 月 13 日

# 1 開発計画の概要

## (1) 申請概要

申請者	住所 氏名	東京都港区虎ノ門三丁目 22 番 10-201 号 Sun Station Hikari VI 合同会社																				
申請場所	宮古市津軽石第 13 地割 351-1 ほか 6 筆 下閉伊郡山田町石峠第 1 地割 16-20 ほか 19 筆																					
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）																					
計画期間	許可日から平成 30 年 10 月 31 日																					
事業費	2,117,796 千円																					
申請面積	<div style="text-align: right;">単位：h a</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業区域 面積</th> <th colspan="3">森 林 面 積 の 内 訳</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">その他の面積 (5 条森林外)</th> </tr> <tr> <th>開発面積</th> <th>残置面積</th> <th>造成森林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今回申請</td> <td>65.2713</td> <td>27.0571</td> <td>13.1502</td> <td>—</td> <td>40.2073</td> <td>25.0640</td> </tr> </tbody> </table>					区分	事業区域 面積	森 林 面 積 の 内 訳			計	その他の面積 (5 条森林外)	開発面積	残置面積	造成森林	今回申請	65.2713	27.0571	13.1502	—	40.2073	25.0640
区分	事業区域 面積	森 林 面 積 の 内 訳			計			その他の面積 (5 条森林外)														
		開発面積	残置面積	造成森林																		
今回申請	65.2713	27.0571	13.1502	—	40.2073	25.0640																

## (2) 事業計画の概要

本件開発行為は、太陽光発電施設（メガソーラー施設）の建設を目的とし、開発面積は約 27ha、事業区域は約 65ha、規模は約 20MWを計画している。（1 MW = 1000KW）

当該発電施設で発電した電力は、平成 24 年 7 月に創設された再生可能エネルギー固定価格買取制度によって、国が定めた価格（1 KWh 当たり税抜 36 円）で電気事業者（東北電力（株））に 20 年間売電するものである。

なお、当該開発行為の申請者は、平成 26 年 3 月 28 日に経済産業省から当該太陽光発電設備の認定を受けている。また、平成 27 年 2 月 27 日に東北電力（株）から系統連系承諾書を受領しているところである。（※売電開始予定年月日：平成 31 年 6 月）

## 2 申請地の現況

地形及び林況	<p>申請地は、宮古市役所より南方約 6 km、山田町役場より北方約 12km に位置しており、標高が 20m～105m、傾斜は 6.6°～55° で平均 7.7° 程度となっている。</p> <p>地質は段丘堆積物、花崗岩であり、表土は 20m 以上と厚いが、一部花崗岩の露出が見られる。</p> <p>申請開発区域内の林況は、その他広葉樹（25～80 年生）が全体の約 55%、次いでアカマツ（36～80 年生）が約 30%、スギ（12～80 年生）が約 15% である。なお、5 条森林外の森林（主にアカマツ）が約 9.5ha が含まれている。</p> <p>また、当区域は岩手県自然環境保全指針によると、保全区分が A～E の 5 段階区分の「B」と評価されており、自然度の高い重要な植生を含む地域とされている。</p>
周辺の自然・地物の状況	<p>事業区域内の 3 本の沢が流れており、全て事業区域の東側に位置する 2 級河川津軽石川へ流れ込んでいる。</p> <p>事業区域の下流域には、北側（宮古市）約 700m 及び南側（山田町）約 500m の範囲に農地が存在する。事業区域の周囲は森林となっている。</p>
周辺地域の施設等の状況	<p>事業区域は東側に J R 山田線を隔てて国道 45 号に近接している。</p> <p>事業区域に隣接する範囲に家屋はないが、北側（宮古市）及び南側（山田町）の下流には農地や集落が存在する。</p>

### 3 開発計画及び審査結果

#### (1) 災害の防止に関する審査

<p>許可基準</p>	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水施設は、10年確率で想定される雨量強度の流出量の1.2倍以上の流下能力を確保すること。</li> <li>・ 土砂流入量の1.2倍以上の土砂貯留容量を確保すること</li> </ul> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土：勾配 51~45° (1:0.8~1.0) 以下 (花崗岩の風化したもの) 高さ 5m ないし 10m 毎に水平幅 1m 以上の小段を設置</li> <li>・ 盛土：勾配 33° (1:1.5) 以下 高さ 5m 毎に水平幅 1.0m 以上の小段を設置</li> <li>・ 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置が講ぜられること</li> </ul>
<p>開発計画</p>	<p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <p>すべての排水施設は、10年確率で想定される流出量の1.20倍以上の流下能力を有する構造としており、適切に洪水調整池兼沈砂池まで導く計画である。</p> <p>また、沈砂池及び洪水調整池兼沈砂池は、5基すべてが開発地から流出する土砂の1.20倍以上の土砂貯留能力を有する構造としており、外部への土砂流出を防ぐ計画である。</p> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定</p> <p>切取法勾配は 33° (1:1.5) 以下とし、雨水等による浸食を防ぐため張芝による法面保護工を施工する計画である。</p> <p>盛土法勾配は 29° (1:1.8) 以下とし、雨水等による浸食を防ぐため張芝による法面保護工を施工する計画である。</p> <p>発生した残土は、場内敷き均しとし、芝の客土として流用するため、区域外への残土処理は発生しない。</p>
<p>審査結果</p>	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

### 沈砂池及び洪水調整池兼沈砂池の土砂貯留容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量	安全率
A 調整池兼沈砂池	1,583.7m <sup>3</sup>	<	1,997.6m <sup>3</sup>	1.26
B 沈砂池	720.5m <sup>3</sup>	<	1,024.0m <sup>3</sup>	1.42
C 沈砂池	337.7m <sup>3</sup>	<	484.0m <sup>3</sup>	1.43
D 沈砂池	262.6m <sup>3</sup>	<	361.0m <sup>3</sup>	1.37
E 調整池兼沈砂池	547.6m <sup>3</sup>	<	717.5m <sup>3</sup>	1.31

## (2) 水害の防止に関する審査

許可基準	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発地下流において、増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</li> <li>洪水調整池からの放流量を下流の許容放流量以下とすること。</li> <li>洪水調整必要容量以上の容量を確保すること。</li> </ul>
開発計画	<p><b>水害対策</b></p> <p>開発地から、濁水が流出しないよう、2基の沈砂池兼洪水調整池を設置し30年確率の降雨を貯留したうえで下流の狭窄部に放流する計画である。また、洪水調整池の容量は必要容量を上回った量で設置する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

### 洪水調整池必要容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量
北側調整池	37,958m <sup>3</sup>	<	38,280m <sup>3</sup>
南側調整池	16,272m <sup>3</sup>	<	16,274m <sup>3</sup>



### (3) 水の確保に関する審査

許可基準	防災施設の設置計画の内容等から水源の <sup>かん</sup> 涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
開発計画	水量確保、水質悪化対策 雨水を放流する際は、混入している土砂を沈砂池及び沈砂池兼洪水調整池で沈降させたうえで放流する計画である。
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

#### (4) 環境の保全に関する審査

<p>許可基準</p>	<p>森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林率(残置森林及び造成森林)おおむね 25%以上</li> </ul> <p>① 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p> <p>② 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p>
<p>開発計画</p>	<p><b>森林の残置、騒音・粉じん等の緩和、景観の維持対策</b></p> <p>森林率は 32.7%の計画である。</p> <p>開発行為に係る 1 箇所当たりの面積は 20ha 以下（北側：9.48ha、南側：17.58ha）であり、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林を配置する計画である。</p> <p>開発区域の周辺に幅おおむね 30m以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。</p> <p>造成森林は樹高 1 mのクロマツを 2.2m間隔で、ha 当たり 2,000 本植栽する計画である。</p>
<p>審査結果</p>	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

#### 4 一般的事項

土地権利等	開発行為に係る森林	開発行為に係る森林、残置森林、造成森林については、56%が自社有地であり、他の森林については地上権を設定している。
	残置森林又は造成森林	
	その他	—
資金計画	<p>全体の事業費は10,700,000千円を見込んでおり、全額プロジェクトファイナンスにより賄う計画として、当該費用に係る融資見込証明書を受領している。</p> <p>なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、2,117,796千円を見込んでいる。</p>	
他法令等との調整	—	
市町村長の意見	意見はP10のとおり。	
関係機関の意見	意見聴取機関	<p>県庁環境保全課、自然保護課</p> <p>沿岸広域振興局農政部</p> <p>沿岸広域振興局土木部宮古土木センター</p> <p>沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター</p> <p>宮古市教育委員会、山田町教育委員会</p>
	意見	意見はP10～11のとおり。
その他	<p>1 当該事業区域の隣接地権者及び洪水調整池流末土地所有者から、事業実施に係る同意書を取得済。また、下流域に位置する津軽石さけ繁殖保護組合及び宮古漁業協同組合と土砂流出防止に係る協定書を締結している。</p> <p>2 岩手県自然環境保全指針に配慮し、造成森林にはクロマツを植栽する計画。</p> <p>3 事業地へのアクセスは、区域北側から中央まで続く既存道路を利用することから、民家近くの一般歩行者や一般車両が通行する箇所等では、交通誘導員を適宜配置して、安全対策に努める計画としている。</p> <p>4 開発に伴う宮古市及び山田町との協定書は、P12～15のとおり。</p>	

意見聴取先	開発規制法等	意見
宮古市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	宅地造成工事規制区域内（別紙参照）で宅地造成等規制法施行令第3条の規定に基づく土地の形質の変更が発生する場合には宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可が必要となります。
	開発協定等との関連	特になし。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし。
	地域住民の意向との関連	特になし。
	その他	土壌汚染対策法第4条第1項に係り、土地の形質の変更に着手する30日前までに土地の形質変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を宮古市長に提出すること。
山田町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	なし
	開発協定等との関連	なし
	市町村における地域開発構想等との関連	なし
	地域住民の意向との関連	なし
	その他	・既存の排水路に流す水について、排水路が機能する範囲の水を流すこととし、敷地内の調整池で調整すること。 ・市町境の保存に努めること、又、個人用地境の保存に努めること。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。  参考事項： 今後、一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、宮古市企画課及び山田町建設課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。 ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし 参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がBと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。  ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。
沿岸広域 振興局 農林部	農業振興地域整備の整備に関する法律	当該申請地について同法は該当しない。
	農地法	当該申請地について同法は該当しない。

意見聴取先	開発規制法等	意見
沿岸広域 振興局 土木部 宮古土木 センター	景観法	景観法第16条（景観計画区域内における行為）の届出が必要です。（土地の形質の変更）
	建築基準法	発電施設その他について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に該当する場合は、同法第6条第1項の規定による確認申請が必要になります。 具体的な内容は、あらかじめ所管する特定行政庁の建築主事、又は指定確認検査機関に相談してください。
	土砂災害防止法	土石流危険渓流に近接するので、土石流を誘発しないよう留意した計画としてください。
沿岸広域 振興局 保健福祉 環境部 宮古保健 福祉環境 センター	土壌汚染対策法	一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更に該当する場合には、当該土地の形質の変更に着手する30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づく届出書を提出する必要があること。
	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	行為予定地周辺では、希少な鳥類及び両性ほ虫類が確認されているため、事業実施時には影響がないよう配慮願いたいこと。
		参考事項： 【大気汚染防止法関係】 鉱物又は土石の堆積場の面積が1,000㎡以上又は500㎡以上1,000㎡未満のいずれかに該当する場合には、大気汚染防止法又は県条例に基づく粉じん発生施設の設置に係る届出を提出する必要があります。 【自然公園法・県立自然公園条例】 特になし 【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】 特になし
宮古市 教育委員会	文化財保護法	照会地区は、「扇野沢遺跡」に該当しておりますが、調整協議により埋蔵文化財包蔵地を回避する工事計画となりましたので、開発着手に支障ありません。
山田町 教育委員会	文化財保護法	事業予定地の一部は、埋蔵文化財包蔵地「石峠館」の範囲にかかっています。しかし事業主からの依頼により、平成27年12月に試掘調査を実施し、埋蔵文化財の所在はないことを確認しました。従いまして、そのまま事業を進めても差し支えありません。

開発行為（公害防止、残置森林等の管理）に関する協定書

宮古市（以下「甲」という。）と Sun Station Hikari VI 合同会社（以下「乙」という。）及び Nippon Solar Services 合同会社（以下「丙」という。）とは、乙及び丙が宮古市津軽石第 13 地割 351 番地 1 外 6 筆（及び下閉伊郡山田町石崎第 1 地割 16 番地 20）に建設する太陽光発電所（以下「本件発電所」という。）に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。なお、本件発電所に係る発電事業の用地は、以下のとおりである。

事業を行う区域の所在地及び面積  
 宮古市津軽石第 13 地割 351 番地 1 351 番地 2 351 番地 3 351 番地 4  
 213 番地 214 番地 1 214 番地 4  
 全体 652,713 ㎡（宮古市分面積 368,065 ㎡）

開発行為をしようとする森林の所在地及び面積

宮古市津軽石第 13 地割 351 番地 1 351 番地 2 351 番地 3 351 番地 4  
 213 番地 214 番地 1 214 番地 4  
 全体 402,073 ㎡（宮古市分面積 118,769 ㎡）

開発行為をしようとする区域及び面積

別図のとおり 全体 521,211 ㎡（森林面積 270,671 ㎡）  
 宮古市分 344,060 ㎡（森林面積 94,764 ㎡）

残置または造成する森林または緑地の区域及び面積（残置森林）及び「造成森林」については、第 2 条に定義される。]

別図のとおり	残置森林	全体
宮古市分	24,005 ㎡	131,602 ㎡
全体	30,223 ㎡	24,005 ㎡
宮古市分	29,119 ㎡	30,223 ㎡

(目的)

第 1 条 この協定は、開発行為における公害の防止と、地域住民の健康の保護及び環境の保全を目的とする。

(対象)

第 2 条 この協定の対象は、前文記載の事業を行う事業を行う区域全域（以下「事業区域」という。）とし、事業区域には、開発行為を行う施設用地のほか、権限により新たに造成する森林（以下「造成森林」という。）並びに現況のまま残置する森林（以下

「残置森林」という。）も含まれるものとする。

(法令の順守)

第 3 条 乙及び丙は、事業区域における発電所建設及び建設後の事業活動においては、各種法令を遵守するものとする。

2 乙及び丙は、造成森林及び残置森林の環境保全においては、森林法並びに岩手県自然環境保全条例の趣旨に沿い、これを遵守するものとする。

(大気汚染の防止)

第 4 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴い、大気汚染から生じる塵埃や住民への健康被害が発生しないよう、環境諸法令に基づき必要防止措置を講ずるものとする。

(水質汚濁の防止)

第 5 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴い、河川及び海城の水質汚濁が発生しないよう、環境諸法令に基づき必要防止措置を講ずるものとする。

(騒音及び振動の防止)

第 6 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴い、騒音及び振動による被害が発生しないよう、環境諸法令に基づき必要防止措置を講ずるものとする。

(環境保全)

第 7 条 乙及び丙は、事業区域及びその周辺地域における環境保全に十分配慮するものとする。

(緑化及び維持管理)

第 8 条 乙及び丙は事業区域について、維持管理計画書を作成して事業開始前に甲に提出するとともに、計画書に従い必要に応じて植栽、下草刈り等を行い、良好な環境を維持するよう管理するものとする。

2 事業区域の造成森林及び残置森林について、伐採等の必要が生じたときは、乙及び丙は甲と協議することとする。

(協定事項の継承)

第 9 条 乙及び丙が、本件発電所及び周辺地域の所有または周辺地域の森林を利用する権利を他者に譲渡したときは、乙及び丙は譲渡した者にこの協定書の誓約事項について承継させることとする。

(事故時の措置)

第 10 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴って、周辺環境に重大な影響を及ぼす事故または公害が発生したとき、またはその恐れがあると認められるときは、ただちに必要措置をとるとともに、甲に速やかに報告を行うものとする。

(立入調査)

第 11 条 甲は、第 10 条にかかる事由が発生したときは、法令の規定に基づき、甲乙及び丙に通知するとともに、甲の職員（その委託を受けたものを含む。）により本件発電所

及びその周辺の立入及び施設の調査ができるものとし、乙及び丙は、これに積極的に協力するものとする。

2 甲は公害防止および環境保全のため必要があるときは、乙及び丙に対して報告を求めることができ、必要に応じて立ち入り検査を行うことができるものとする。

(無過失責任)

第12条 乙及び丙は、その故意または過失によって周辺環境の悪化が生じたときは、その被害について乙及び丙の責任と負担において解決するものとする。

(苦情等の処理)

第13条 乙及び丙は、その事業活動に起因する周辺環境の悪化に関して、苦情を受けたときは、乙及び丙の責任と負担において、利害関係人及び被害者に対し、合理的で可能な範囲で十分に情報を開示するとともに、迅速かつ的確に処理するものとする。

2 乙及び丙は、前項による苦情を受けたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(事業終了後の取扱)

第14条 乙及び丙は太陽光発電事業が終了したときは、施設の撤去を責任もって行い、跡地から公害が生じないよう対策を行うものとする。

(協議)

第15条 この協定に違反を生じたとき、または協定にない事項が生じたときは、その強度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年 9月 9日

甲 住 所 岩手県宮古市新川町2番1号

宮古市

氏 名 代表者 宮古市長 山本正徳

乙 住 所 東京都港区虎の門

三丁目2番10-201号

氏 名 Sun Station Hikari VI 合同会社

職務執行者 吉里 猛

丙 住 所 東京都港区虎の門一丁目2-20

第3虎の門電気ビルディング4階

氏 名 Nippon Solar Services 合同会社

職務執行者 マークボグナー

【面積一覧表】

項 目	面 積 (ha) (全体)	面 積 (ha) (宮古市)
①事業区域面積	65.2718	86.8086
②事業区域のうち森林面積	40.2073	11.8799
③開発行為をしようとする森林面積	27.0571 (25.0840)	9.4764 (24.9296)
④陸地森林面積	13.1502	2.4006
⑤植栽・造成森林区域	(3.0228)	(2.9119)

※②の ( ) 書きは5条森林区域外の面積

※①事業区域面積=③(森林内+森林外)+④

※②森林面積=③(森林内)+④

※⑤は②の ( ) 書きの内数

開発行為（公害防止、残置森林等の管理）に関する協定書

岩手県下閉伊郡山田町（以下「甲」という。）と Sun Station Hikari Vi 合同会社（以下「乙」という。）及び Nippon Solar Services 合同会社（以下「丙」という。）とは、乙及び丙が下閉伊郡山田町石峠第 1 地割 16 番 2 外 19 筆（及び宮古市津軽石第 13 地割 351 番 1 外 6 筆）に建設する太陽光発電所（以下「本件発電所」という。）に係る環境保全に関し、次のとおり協定を締結する。なお、本件発電所に係る発電事業の用地は、以下のとおりである。

事業を行う区域の所在地及び面積

下閉伊郡山田町石峠第 1 地割 16 番 2 1 6 番 4 1 6 番 5 1 6 番 7 1 6 番 8 1 6 番 9 1 6 番 10 1 6 番 11 1 6 番 15 1 6 番 16 1 6 番 17 1 6 番 18 1 6 番 19 1 6 番 20 1 6 番 21 1 6 番 22 1 6 番 23 1 6 番 24 1 6 番 25 1 6 番 30、及び 宮古市津軽石第 13 地割 351 番 1 外 6 筆

全体 652,713 m<sup>2</sup>（山田町分面積 284,648 m<sup>2</sup>）

開発行為をしようとする森林の所在地及び面積

下閉伊郡山田町石峠第 1 地割 16 番 2 1 6 番 4 1 6 番 5 1 6 番 7 1 6 番 8 1 6 番 9 1 6 番 10 1 6 番 11 1 6 番 15 1 6 番 16 1 6 番 17 1 6 番 18 1 6 番 19 1 6 番 20 1 6 番 21 1 6 番 22 1 6 番 23 1 6 番 24 1 6 番 25 1 6 番 30、及び 宮古市津軽石第 13 地割 351 番 1 外 6 筆

全体 402,073 m<sup>2</sup>（山田町分面積 283,304 m<sup>2</sup>）

開発行為をしようとする区域及び面積

別図のとおり 全体 521,211 m<sup>2</sup>（森林面積 270,571 m<sup>2</sup>）  
山田町分 177,571 m<sup>2</sup>（森林面積 175,807 m<sup>2</sup>）

残置または造成する森林または緑地の区域及び面積（「残置森林」及び「造成森林」については、第 2 条に定義される。）

別図のとおり	残置森林	全体	181,502 m <sup>2</sup>
		山田町分	107,497 m <sup>2</sup>
	造成森林、緑地	全体	30,229 m <sup>2</sup>
		山田町分	1,104 m <sup>2</sup>

(目的)

第 1 条 この協定は、開発行為における公害の防止と、地域住民の健康の保護及び環境の保全を目的とする。

(対象)

第 2 条 この協定の対象は、前文記載の事業を行う区域全域（以下「事業区域」という。）とし、事業区域には、開発行為を行う施設用地のほか、掘削により新たに造成する森林（以下「造成森林」という。）並びに現況のまま残置する森林（以下「残置森林」という。）も含まれるものとする。

(法令の順守)

第 3 条 乙及び丙は、事業区域における発電所建設及び建設後の事業活動においては、各種法令を遵守するものとする。

第 2 条 乙及び丙は、造成森林及び残置森林の環境保全においては、森林法並びに岩手県自然環境保全条例の趣旨に沿い、これを遵守するものとする。

(大気汚染の防止)

第 4 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴い、大気の汚染から生じる農作物や住民への健康被害が発生しないよう、関係諸法令に基づき必要な防止措置を講ずるものとする。

(水質汚濁の防止)

第 5 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴い、河川及び海域の水質汚濁が発生しないよう、関係諸法令に基づき必要な防止措置を講ずるものとする。

(騒音及び振動の防止)

第 6 条 乙及び丙は、発電所建設及び建設後の事業活動に伴い、騒音及び振動による被害が発生しないよう、関係諸法令に基づき必要な防止措置を講ずるものとする。

(環境保全)

第 7 条 乙及び丙は、事業区域及びその周辺地域における環境保全に十分配慮するものとする。

(緑化及び維持管理)

第 8 条 乙及び丙は事業区域について、維持管理計画書を作成して事業開始前に甲に提出するとともに、同計画書に依り必要に応じて植栽、下草刈り等を行い、良好な環境を維持するよう管理するものとする。

第 2 条 事業区域の造成森林及び残置森林について、伐採等の必要が生じたときは、事前に乙及び丙は岩手県と協議した後、乙及び丙は甲と協議することとする。

(協定事項の継承)

第 9 条 乙及び丙が、本件発電所及び周辺地域の所有または周辺地域の森林を利用する権利を他者に譲渡したときは、乙及び丙は譲渡した者にこの協定書の協定事項について承継させることとする。



乙 住 所 東京都港区虎の門  
三丁目2番10-201号  
氏 名 Sun Station Hikari VI 合同会社  
職務執行者 高里 猛



丙 住 所 東京都港区虎の門一丁目2-20  
第3虎の門電気ビルディング4階  
氏 名 Nippon Solar Services 合同会社  
職務執行者 マーク ボグナー



(事故時の措置)  
第110条 乙及び丙は、発動所建設及び建設後の事業活動に伴って、周辺環境に重大な影響を及ぼす事故または公害が発生したとき、またはその恐れがあると認められるときは、ただちに必要な措置をとるとともに、甲に速やかに報告を行うものとする。

(立入調査)  
第111条 甲は、第110条にかかる事態が発生したときは、法令の規定に基づき、予め乙及び丙に通知するとともに、甲の職員（その委託を受けたものを含む。）により本件発動所及びその周辺内の立入及び施設の調査ができるものとし、乙及び丙は、これに積極的協力するものとする。

2 甲は公害防止および環境保全のため必要があるときは、乙及び丙に対して報告を求めることができ、必要に応じて立ち入り検査を行うことができるものとする。

(過失責任)  
第112条 乙及び丙は、その故意または過失によって周辺環境の悪化が生じたときは、その被害について乙及び丙の責任と負担において解決するものとする。

(苦情等の処理)  
第113条 乙及び丙は、その事業活動に起因する周辺環境の悪化に関して苦情を受けたときは、乙及び丙の責任と負担において、利害関係人及び被害者に対し、合理的に可能な範囲で十分に情報を開示するとともに、迅速かつ的確に処理するものとする。

2 乙及び丙は、前項による苦情を受けたときは、速やかに甲に報告するものとする。

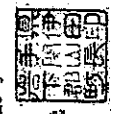
(事業終了後の取扱)  
第114条 乙及び丙は太陽光発電事業が終了したときは、施設の撤去を責任もって行い、跡地から公害が生じないよう対策を行うものとする。

第115条 この協定に異議を生じたとき、または協定にない事項が生じたときは、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

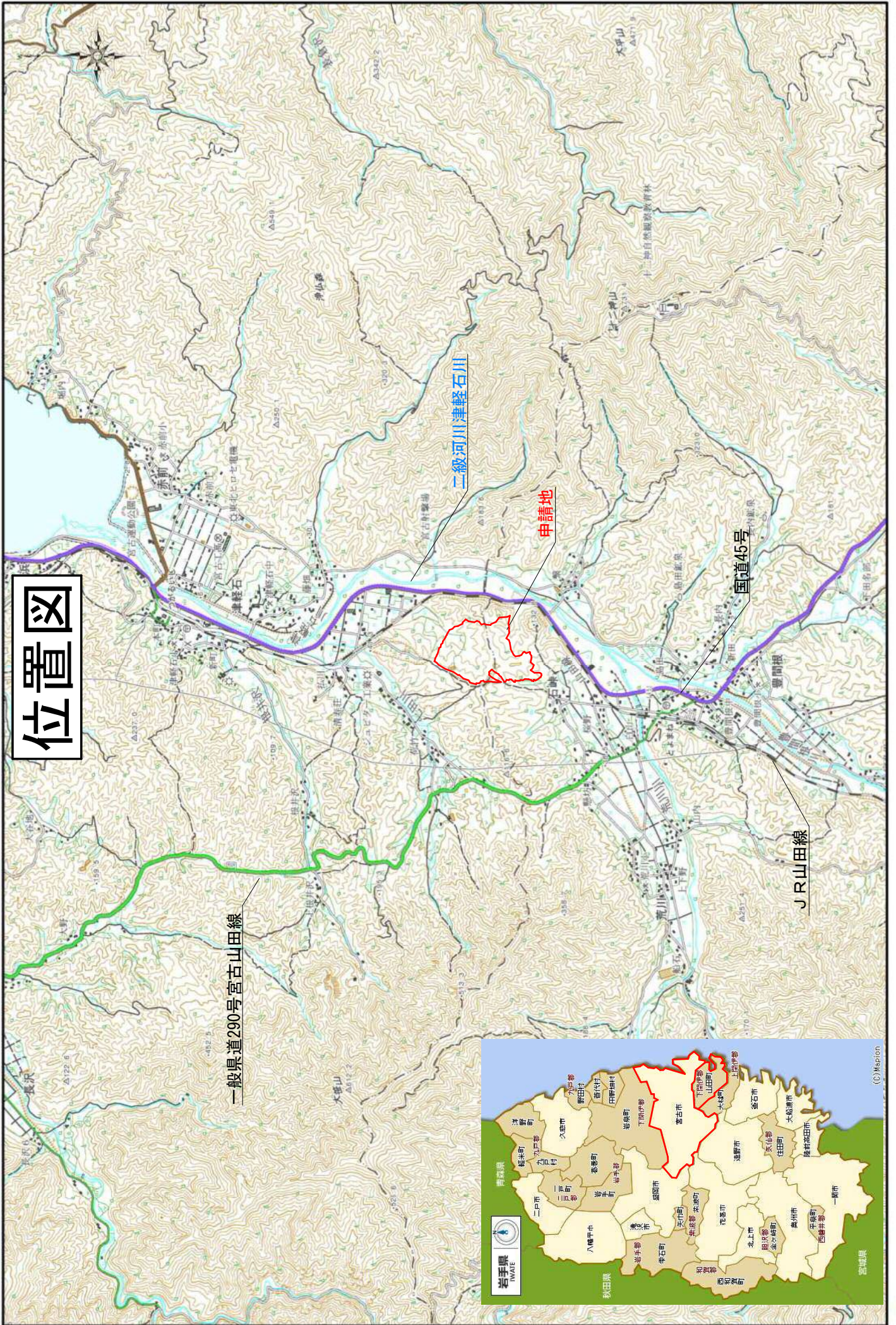
この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 28年 9月 9日

甲 住 所 岩手県下閉伊郡山田町八幡町  
3番20号



山田町  
氏 名 代表者 山田町長 佐藤 信逸



# 位置図

一般県道290号宮古山田線

二級河川津軽石川

申請地

国道45号

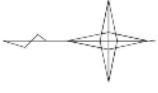
JR山田線



この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、図  
 解発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番  
 号 平19総経、第186-22366号)

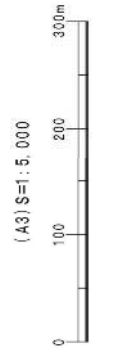
0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km  
 1:50000

利用計画図  
(A3) S=1:5,000



凡 例	
市町村界	---
林地界	—○—
開削行為をしようとする森林の区域	斜線
開削行為に係る森林の区域	斜線
事業区域	斜線
16年以上	斜線
残留森林	斜線
15年以下	斜線
造成森林	斜線

年 度	平成28年度		
工事名	岩手宮古メガソーラー発電所		
図面名	利用計画図		
縮尺	(A1) S=1:2,500 (A3) S=1:5,000	図面番号	5
設計者	株式会社ドコーン		
Sun Station Hikari VI 合同会社			



# 衛星画像



	事業区域界
	係る森林区域
	市町村界

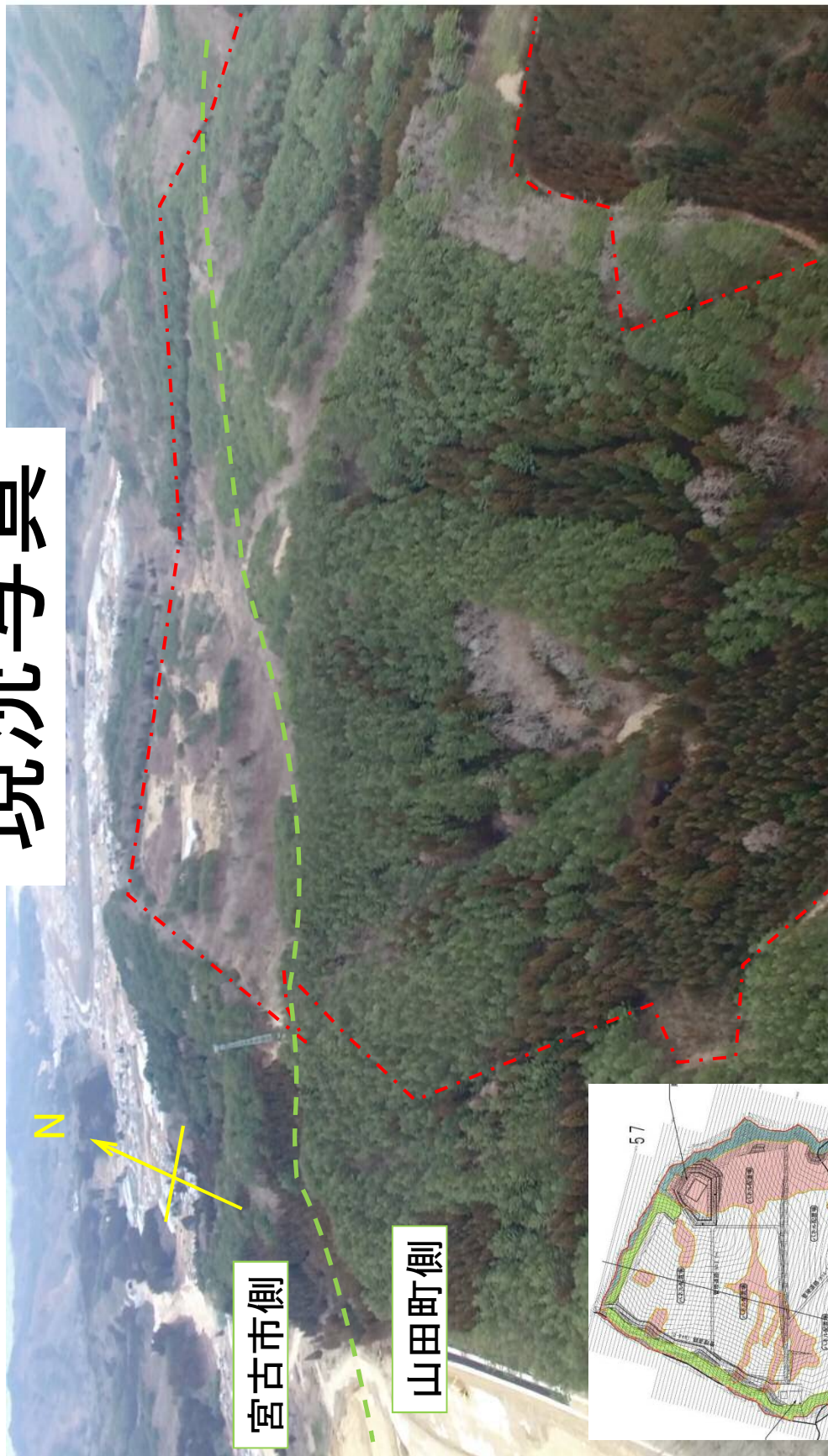
# 現況写真



# 現況写真

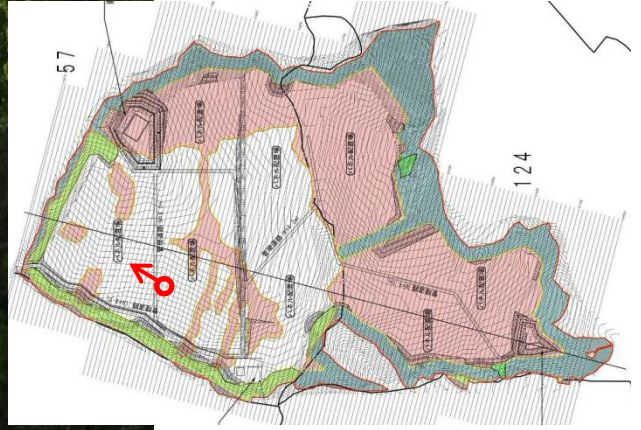


# 現況写真



# 現況写真

宮古市側





# 現況写真(林内状況)

## 北側洪水調整池 予定地



# 現況写真(林内状況)

南側洪水調整池 予定地



# 現況写真(流末状況)



## 【 審 議 事 項 】

九戸郡軽米町大字山内地内の工場・事業場の設置(太陽光発電施設)  
に係る設備整備計画の同意について

岩手県森林審議会林地保全部会  
平成 28 年 10 月 13 日

# 1 開発計画の概要

## (1) 協議概要

認定協議者	軽米町長					
設備計画	住所	東京都千代田区大手町一丁目7番2号				
申請者	氏名	合同会社 軽米東ソーラー				
申請場所	九戸郡軽米町大字山内第4地割字駒板111-1ほか54筆					
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）					
計画期間	平成28年12月1日から平成31年11月30日					
事業費	5,400,000千円					
申請面積	単位：h a					
	区分	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外、 法定外公共物)
			開発面積	残置面積	造成森林	
今回申請	302.2016	123.0612	162.3257	11.2967	296.6836	5.5180

## (2) 事業計画の概要

本件開発行為は、「農山漁村再生エネルギー法」に基づく、軽米町の基本計画に位置付けられた太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的とし、開発面積は約123ha、規模は約70MWを計画している。(1MW=1,000kW)

当該発電施設で発電した電力は、平成24年7月に創設された再生可能エネルギー固定価格買取制度によって、国が定めた価格(1kWh当たり税抜36円)で電気事業者(東北電力(株))に20年間売電するものである。

なお、当該開発行為の申請者は、平成26年3月28日に経済産業省から当該太陽光発電設備の認定を受けている。また、平成26年12月2日に東北電力(株)から系統連系承諾書を受領しているところである。(※売電開始予定年月日：平成31年12月)

## 2 申請地の現況

地形及び林況	<p>申請地は、軽米町役場より南西方約 5 km に位置しており、標高が 227m～410m、傾斜は 5°～30° で平均 17.5° 程度となっている。</p> <p>地質はローム、軽石、崖錐堆積物（粘性土、礫質土、砂質土）、粘板岩であり、表土は多くをローム層が占めるが、各所に崖錐堆積物（粘性土、礫質土、砂質土）が見られる。</p> <p>申請開発区域内の林況は、アカマツ（35～70 年生）が全体の約 43%、次いで広葉樹（10～70 年生）が約 37%、スギ（15～60 年生）が約 11%、カラマツ（20～70 年生）が約 9%となっている。</p> <p>また、当区域は岩手県自然環境保全指針によると、保全区分が A～E の 5 段階区分の「C」と評価されており、二次的自然環境の中でも比較的自然度が高いと判断される植生を含む地域とされている。</p>
周辺の自然・地物の状況	<p>事業区域内には大きく 3 本の沢（軽米町管理、青線水路）が東から西へ流れており、全て事業区域の西側に位置する 2 級河川瀬月内川へ合流している。</p> <p>事業区域の下流域には、農地が存在するとともに、人家が点在しているが、事業区域の周囲は森林となっている。</p>
周辺地域の施設等の状況	<p>事業区域周辺には、八戸自動車道、県道 264 号、町道 270 号、広域農道軽米九戸線が隣接しているほか、開発予定地内に町道 281 号線、町道 293 号線が通過している。</p> <p>事業区域の下流には農地や集落が存在する。</p>

### 3 開発計画及び審査結果

#### (1) 災害の防止に関する審査

<b>許可基準</b>	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排水施設は、10年確率で想定される雨量強度の流出量の1.2倍以上の流下能力を確保すること。</li><li>・ 土砂流入量の1.2倍以上の土砂貯留容量を確保すること</li></ul> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 切土：勾配<math>51\sim 40^\circ</math>（1:0.8~1.2）以下（粘性土） 高さ5mないし10m毎に水平幅1m以上の小段を設置</li><li>・ 盛土：勾配<math>29^\circ</math>（1:1.8）以下（粘性土） 高さ5m毎に水平幅1.0m以上の小段を設置</li><li>・ 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置が講ぜられること</li></ul>
<b>開発計画</b>	<p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <p>すべての排水施設は、10年確立で想定される流出量の1.20倍以上の流下能力を有する構造としており、適切に洪水調整池兼沈砂池まで導く計画である。</p> <p>また、沈砂池及び洪水調整池兼沈砂池は、20基すべてが開発地から流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造としており、外部への土砂流出を防ぐ計画である。</p> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定</p> <p>切取法勾配は<math>40^\circ</math>（1:1.2）として、種子吹付け及び厚層基材吹付けによる法面保護工を施工し、雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p> <p>盛土法勾配は<math>29^\circ</math>（1:1.8）として、種子吹付けによる法面保護工を施工し、雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p> <p>発生した残土は、洪水調整池工事（ダブルウォール工法）における中詰土として流用するため、区域外への残土処理は発生しない。</p>
<b>審査結果</b>	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

沈砂池及び洪水調整池兼沈砂池の土砂貯留容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量	安全率
1号調整池	295m <sup>3</sup>	<	434m <sup>3</sup>	1.47
2号調整池	375m <sup>3</sup>	<	503m <sup>3</sup>	1.34
3号調整池	333m <sup>3</sup>	<	496m <sup>3</sup>	1.49
4号調整池	152m <sup>3</sup>	<	200m <sup>3</sup>	1.32
5号調整池	99m <sup>3</sup>	<	147m <sup>3</sup>	1.48
6号調整池	122m <sup>3</sup>	<	188m <sup>3</sup>	1.53
7-1号調整池	161m <sup>3</sup>	<	362m <sup>3</sup>	2.26
7-2号調整池	268m <sup>3</sup>	<	366m <sup>3</sup>	1.36
7-3号調整池	353m <sup>3</sup>	<	480m <sup>3</sup>	1.36
8号調整池	516m <sup>3</sup>	<	668m <sup>3</sup>	1.29
9号調整池	167m <sup>3</sup>	<	226m <sup>3</sup>	1.36
10-1号調整池	262m <sup>3</sup>	<	339m <sup>3</sup>	1.29
10-2号調整池	1,894m <sup>3</sup>	<	2,489m <sup>3</sup>	1.31
10-3号調整池	387m <sup>3</sup>	<	508m <sup>3</sup>	1.31
10-4号調整池	753m <sup>3</sup>	<	1,023m <sup>3</sup>	1.36
11号調整池	75m <sup>3</sup>	<	99m <sup>3</sup>	1.33
12号調整池	83m <sup>3</sup>	<	135m <sup>3</sup>	1.63
1号沈砂池	1.6m <sup>3</sup>	<	2.1m <sup>3</sup>	1.31
2号沈砂池	2.9m <sup>3</sup>	<	3.7m <sup>3</sup>	1.28
3号沈砂池	2.1m <sup>3</sup>	<	2.8m <sup>3</sup>	1.33



## (2) 水害の防止に関する審査

許可基準	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開発地下流において、増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</li><li>・ 洪水調整池からの放流量を下流の許容放流量以下とすること。</li><li>・ 洪水調整必要容量以上の容量を確保すること。</li></ul>
開発計画	<p><b>水害対策</b></p> <p>開発地から、濁水が流出しないよう、17 基の沈砂池兼洪水調整池を設置し、30 年確率の降雨を貯留して調整したうえで下流の狭窄部に放流する計画である。また、洪水調整池の容量は必要容量を上回った量で設置する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

### 洪水調整池必要容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量
1号調整池	4,118m <sup>3</sup>	<	4,210m <sup>3</sup>
2号調整池	3,542m <sup>3</sup>	<	3,545m <sup>3</sup>
3号調整池	3,780m <sup>3</sup>	<	3,922m <sup>3</sup>
4号調整池	5,081m <sup>3</sup>	<	5,086m <sup>3</sup>
5号調整池	2,449m <sup>3</sup>	<	2,453m <sup>3</sup>
6号調整池	4,113m <sup>3</sup>	<	4,197m <sup>3</sup>
7-1号調整池	10,169m <sup>3</sup>	<	10,352m <sup>3</sup>
7-2号調整池	16,411m <sup>3</sup>	<	16,562m <sup>3</sup>
7-3号調整池	9,800m <sup>3</sup>	<	10,009m <sup>3</sup>
8号調整池	16,663m <sup>3</sup>	<	16,761m <sup>3</sup>
9号調整池	490m <sup>3</sup>	<	519m <sup>3</sup>
10-1号調整池	21,424m <sup>3</sup>	<	21,841m <sup>3</sup>
10-2号調整池	78,786m <sup>3</sup>	<	79,373m <sup>3</sup>
10-3号調整池	19,316m <sup>3</sup>	<	19,577m <sup>3</sup>
10-4号調整池	16,311m <sup>3</sup>	<	16,576m <sup>3</sup>
11号調整池	844m <sup>3</sup>	<	846m <sup>3</sup>
12号調整池	821m <sup>3</sup>	<	832m <sup>3</sup>

※ 設置容量はすべて必要容量を上回っている。

### (3) 水の確保に関する審査

許可基準	貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
開発計画	水量確保、水質悪化対策 雨水を放流する際は、混入している土砂を沈砂池及び沈砂池兼洪水調整池で沈降させたうえで放流する計画である。
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

#### (4) 環境の保全に関する審査

許可基準	<p>森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林率(残置森林及び造成森林)おおむね 25%以上</li> </ul> <p>① 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p> <p>② 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p>
開発計画	<p><b>森林の残置、騒音・粉じん等の緩和、景観の維持対策</b></p> <p>森林率は 58.5% の計画である。</p> <p>開発行為に係る 1 箇所当たりの面積は 20ha 以下 (2.05ha～19.88ha) であり、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林を配置する計画である。</p> <p>開発区域の周辺に幅おおむね 30m 以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。</p> <p>造成森林は樹高 1 m の苗木 (岩手県内に生育する落葉広葉樹) を 2.2m 間隔で、ha 当たりの 2,000 本植栽する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

#### 1 箇所当たりの開発面積

工区名	開発行為に係る 森林面積	工区名	開発行為に係る 森林面積
1-1 工区	2.41 ha	4-1 工区	19.88 ha
1-2 工区	4.14 ha	4-2 工区	14.12 ha
2-1 工区	4.57 ha	5-1 工区	10.97 ha
2-2 工区	8.52 ha	5-2 工区	12.85 ha
2-3 工区	2.82 ha	6-1 工区	2.05 ha
3-1 工区	11.54 ha	6-2 工区	12.42 ha
3-2 工区	5.68 ha	6-3 工区	5.61 ha
3-3 工区	5.49 ha	合計	123.06 ha

#### 4 一般的事項

土地 使用 の 権 利 等	開発行為に係る森林	開発行為に係る森林、残置森林、造成森林の全55筆について、土地使用に係る同意書を得ている。
	残置森林又は造成森林	
	その他	—
資金計画	<p>全体の事業費は25,200,000千円を見込んでおり、資金は全額プロジェクトファイナンスにより賄う計画として、当該費用に係る融資見込証明書を受領している。</p> <p>なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、5,400,000千円を見込んでいる。</p>	
他法令等との調整	—	
市町村長の意見	意見はP10のとおり。	
関係機関の意見	意見聴取機関	<p>県庁環境保全課、自然保護課</p> <p>県北広域振興局農政部</p> <p>県北広域振興局土木部二戸土木センター</p> <p>県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター</p> <p>軽米町教育委員会</p>
	意見	意見はP10～11のとおり。
その他	<p>1 軽米町基本計画と、馬淵川上流地域森林計画及び軽米町森林整備計画との調和については、岩手県農林水産部森林整備課で計画内容を確認した結果、平成27年8月27日付けで、調和が保たれているものとの判断がなされているもの。</p> <p>2 岩手県自然環境保全指針に配慮し、造成森林には岩手県内に生育する郷土種を植栽する計画。</p> <p>3 工事中における事業区域への進入路は、広域農道及び町道を利用し、資材、重機等の搬入時は主要な個所に交通誘導員を配置し、交通災害の防止を図る。また、通行に際して損傷を起こした場合は、道路の改修を適宜行い環境の保全を図る。</p> <p>4 軽米町主催の地域懇談会において、事業計画を説明し、計画に対する反対意見が無かったもの。</p> <p>5 開発に伴う軽米町との協定書は、P12～15のとおり。</p>	

別紙

意見聴取先	開発規制法等	意見
軽米町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法等との関連はなし</li> <li>但し、関連工事等により周辺農地を転用（一時転用含む）する場合は、農地法等の手続きを行うこと。</li> </ul>
	開発協定等との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「残置森林等の維持・管理に関する協定書」を平成28年9月2日に締結</li> <li>・「協定書」（開発行為）を平成28年9月2日に締結</li> <li>・「自然環境の保護等に関する協定書」を平成28年9月2日に締結</li> </ul>
	市町村における地域開発構想等との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為に係る森林の所在は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき策定した、「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」により、「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」として指定</li> <li>・「軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書」を平成28年9月2日に締結</li> </ul>
	地域住民の意向との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との意向、同意については、十分に配慮すること。</li> <li>・役場開催の地域住民（山内地区）への事業計画の説明に対し総意として賛成（山内地区地域懇談会での反対なし。地域懇談会は全町民を対象として平成26年10月に13会場で14回開催し事業計画に反対なし）</li> <li>・事業者による住民説明会等（地権者及び地権者協議会等）での事業計画の説明に対し賛成（平成28年4月16日、17日開催）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上の危機管理の徹底について配慮すること。</li> <li>・周辺の農地、農業用施設、作物等へ被害が及ばないように防除対策を徹底すること。特にも、大雨等による影響が及ぶことが無いように留意すること。また、その後の維持管理についても管理徹底を図ること。</li> <li>・隣接する法定外公共物については協議済みである。</li> </ul>
岩手県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>意見なし。</p> <p>参考事項： 今後、一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、軽米町産業振興課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域：2,000㎡</li> <li>・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上</li> <li>・その他の区域：10,000㎡以上</li> </ul>
岩手県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	<p>特になし</p> <p>参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。</p>

意見聴取先	開発規制法等	意見
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域整備の整備に関する法律	意見なし。
	農地法	意見なし。
		参考事項 今回申請となる土地は、農用地区域外の山林原野であるため、農振法の規制の対象外である。 また、現況地目は山林原野、宅地、その他（公衆用道路）、雑種地であるため、農地法の規制の対象外である。 なお、周辺には、大雨等により影響を受ける恐れのある農地があるため、防除対策の徹底に留意願いたい。
県北広域 振興局 土木部 二戸土木 センター	道路法	工事の実施にあたり、県管理国道、県道を通行する際は路面を汚さないよう配慮すること。 都市計画法の開発行為に該当するか、許可権者（県土整備部都市計画課）に確認すること。 岩手県が管理する河川に放流口を設置する場合は、河川法第24条及び26条の許可を受けること。 景観法第16条第1項の規定による届け出を行うこと。 建築物（擁壁等の工作物を含む。）を建築する場合は、建築確認申請等の所定の手続きを行うこと。 ※ 電気事業法に定める電気工作物を除く。
	都市計画法	
	河川法	
	景観法	
	建築基準法	
県北広域 振興局 保健福祉 環境部 二戸保健福祉 環境センター	土壌汚染対策法	同法第4条第1項の規定により、3,000㎡以上の面積の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を広域振興局長（岩手県事務委任及び代決専決規則による、知事の権限に属する委任事項）に届け出なければならない。
軽米町 教育委員会	文化財保護法	当該事業に関しては、当初開発計画地に埋蔵文化財包蔵地（以下、遺跡とする）は該当していなかったが、西側に隣接する折爪S Aが駒板遺跡（IF92-0214）として高速道建設に際し発掘調査をされ縄文時代～古代の大集落が発見されていた。また、東側に君成田2遺跡（IF92-0327）・君成田3遺跡（IF82-2353）、南側に駒板2遺跡（IF92-1278）が隣接している。そこで、事業計画者と協議の上、昨冬から計画地の試掘調査を全面的に行っている途中である。進捗率は40%ほどであるが、既に別紙地図のとおり新たに4遺跡（未登録）を発見している。よって、工事開始前に文化財保護法に基づく届出を要する。 また、当該事業で設置され太陽光パネル設備は地下に大きな影響を与えないものと考えられ、記録保存のための本調査等を要しない。しかし、遺跡内で切り土や厚い盛り土等の造成工事や舗装道路等を構築する場合には記録保存のための発掘調査（本調査）が必要であり、設計変更等で本調査を回避する方法もある。 以上は事業計画者に伝達済みである。事業計画期間内で本調査を行う可能性はあるが、計画上大きな支障とならないものとする。

## 開 発 協 定 書

岩手県軽米町（以下「甲」という。）と合同会社軽米東ソーラー（以下「乙」という。）とは、乙が行う「軽米東ソーラー発電事業（仮称）」（以下「本計画」という。）に関し下記のとおり協定する。

### （事業の名称）

第1条 本計画の名称、位置及び規模は次のとおりとする。

名 称	軽米東ソーラー発電事業（仮称）
位 置	岩手県九戸郡軽米町大字山内第4地割ほか
規 模	302ヘクタール

### （基本方針）

第2条 乙は、環境に配慮した整備を計画的かつ円滑に推進するものとする。

### （履行義務）

第3条 乙は本計画の実施に当たり、関係法令を遵守し、甲及び乙は信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

### （計画変更の協議）

第4条 甲・乙のいずれかかの事情により本計画の内容を変更する必要があるときは、甲・乙間で協議して定めるものとする。

### （近隣対策）

第5条 乙は、本計画の実施に当たり施行区域に隣接する地権者及び関係者に対し工事概要を十分説明し理解と協力を得るものとする。

### （地域協力）

第6条 乙は、地域との共存共栄を図り、地域住民の優先的雇用を図るものとする。

### （法定外公共物）

第7条 乙は、本計画地内に含まれる法定外公共物（赤道、背道）について、その処理方法について甲の同意を得るものとする。

### （調整池）

第8条 乙は、本計画による雨水流出量の増加に対処するため適宜に調整池を設けるものとする。

### （環境保全）

第9条 乙は、切土・盛土が発生する箇所については、表土保全に努めるとともに植物の育成にも努めるものとする。

2 乙は、本計画地内の自然環境の保全に努力するとともに、緑地の維持管理に関して甲と協議するものとする。

### （防災）

第10条 乙は、本計画の施工に当たり、防災施設の施工を先行して行い施工中の湧水の流出、地すべり等による土砂の流出、火災、風水害の防止に努めるとともに本計画区域内外に対する安全を確保した上で施工するものとする。

2 乙は、工事期間中には工事管理者を現場に常駐させ十分に監督させるとともに、関係機関及び関係者と綿密な連絡を図るものとする。また工事施工中は警備体制を確立するとともに本計画区域内外を随時巡回し、防災に努めるものとする。

### （交通安全）

第11条 乙は、工事期間中、工事車両等の運行により一般車両の通行や本計画地周辺住民、特に児童、生徒の通行に支障を及ぼさないよう配慮するものとし必要に応じ交通安全対策を講ずるものとする。

### （文化財）

第12条 乙は、本計画地内で新たに文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止し、その保存方法について甲と協議するものとする。

### （立入調査）

第13条 甲は、本計画に関し必要な限度において区域内に立入調査ができるものとする。

2 前項の調査に際しては、乙は正当な理由がないかぎり、これに協力するものとする。  
（報告義務）

第14条 乙は、本計画施行の進捗状況について定期的に甲に報告するものとする。

2 甲は、前項のほか必要な限度において、乙に対し計画施行の進捗状況について報告を求めることができるものとする。

### （地位の継承）

第15条 乙は、本件事業の譲渡その他の事由によって本件事業の全部又は一部を第三者に承継させたときは、本協定に係る地位の全部又は一部を当該第三者に承継させるものとし、甲は本協定をもってかかる承継に承諾するものとする。

### （協議）

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙が協議して決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成28年9月2日

甲；岩手県九戸郡軽米町大字陸米10-85

軽米町長 山本 賢一



乙；東京都千代田区大手町1-7-2

合同会社 軽米東ソーラー

代表社員 株式会社レノバ

職務執行者 辻本 大輔



残置森林等の維持・管理に関する協定書

軽米町（以下「甲」という。）と合同会社軽米東ソーラー（以下「乙」という。）は、森林法第10条2の規定により許可を受けた林地開発行為に伴う残置又は造成された森林・緑地（以下「残置森林等」という。）の維持・管理について、次の条項に従い履行する。

（残置森林の維持管理）

- 1 残置森林等は、乙が土地所有者又は権利者と協議した計画に基づき善良に維持管理を行う。  
（地域森林計画の遵守）
- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、乙はその計画に即した施業を行う。  
（造林の実施）
- 3 残置森林等のうち補植または改植を必要とする箇所に、乙は現地に適合した樹種を適期に補植する。  
（保育の実施）
- 4 残置森林等のうち造成した森林または緑地について、乙は活着するまでの間、散水等の措置を講じる。  
その他、下刈り、つる伐り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所について、適切な保育作業で管理する。  
（立木の伐採）
- 5 残置森林等の立木を伐採する場合、乙は土地所有者又は権利者との協議を経たうえで、甲に協議する。  
（維持管理計画書）
- 6 乙は開発行為完了時に土地所有者又は権利者と協議し、残置森林等の維持管理計画を作成し、甲に提出する。
- 7 残置森林等の所有、その他森林等を利用する権利を他に譲渡した場合、乙はその誓約事項を当該権利者に承継させるものとする。

平成28年9月2日

甲 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85  
氏名 軽米町長 山本 賢一

乙 住所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号  
氏名 合同会社 軽米東ソーラー  
代表社員 株式会社レノバ  
職務執行者 辻本 大輔





## 自然環境の保護等に関する協定書

合同会社 軽米東ソーラー(以下「甲」という。)と軽米町(以下「乙」という。)  
とは、次のとおり自然環境の保護等に関する協定(以下「本協定」という。)を  
締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲が軽米東ソーラー発電事業(以下「本件事業」という。)  
に係る林地開発行為等を行うにあたって、甲乙協議のうえ必要と判断された  
場合は、自然環境や希少動植物に対し適切な保全措置等を講ずるなどにより  
自然環境の保護等を行うことを目的とする。

### (責務)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、本件事業の実施期間中、必要に応  
じて措置を講ずるものとする。

2 乙は、甲が前項の措置を行う場合には、必要な助言など積極的に協力す  
るものとする。

### (自然環境保全措置)

第3条 甲は、乙と連携協議しながら、本件事業が完了した場合には、  
甲が土地所有者と締結している地上権設定契約に基づいて、森林の原状回復  
の措置を行うものとし、乙はかかる措置について甲と連携協議する。

### (希少動植物保全措置)

第4条 甲は、乙と連携協議しながら、本件事業の実施期間中、林地開発行為  
区域内における希少動植物の保護措置等について、甲が実施した環境調査の  
結果に基づき、必要に応じて自然環境や環境保全の取り組みを行うものとし、  
乙はかかる取り組みについて甲と連携協議する。

### (報告等)

第5条 甲は、第3条及び第4条の措置を行った場合には、速やかに乙に報告  
するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて立入調査を行うことができ  
る。

### (地位の継承)

第6条 甲は、本件事業の譲渡その他の事由によって本件事業の全部又は一部  
を第三者に承継させたときは、本協定に係る地位の全部又は一部を当該第三  
者に承継させるものとし、乙は本協定をもってかかる承継に承諾するものと  
する。

### (疑義等の解決)

第7条 甲及び乙は、本協定に疑義が生じたとき、又は本協定の履行に関して  
必要が生じたときは、速やかに協議し、協定の主旨にのっとり解決にあた  
るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のう  
え、各自1通を保有する。

平成28年9月2日

甲 住所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号

氏名 合同会社 軽米東ソーラー

代表社員 株式会社レノバ

職務執行者 辻本 大輔



乙 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

氏名 軽米町長 山本 賢一



## 軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書

合同会社 軽米東ソーラー(以下「甲」という。)& 軽米町(以下「乙」という。)  
は、軽米町自然のめぐみ基金(寄付金)の取り扱いについて次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、軽米東ソーラー発電事業(以下「本件事業」という。)に関し、固定価格買取制度の適用期間となる売電事業の開始を停止条件として、本件事業の収益の一部を、「軽米町自然のめぐみ基金」(以下「本件基金」という。)という名目で乙に寄付する。

### (期間及び寄付金)

第2条 本件基金を寄付する期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとし、固定価格買取制度の適用期間となる売電事業開始の日から20年間とする。ただし、本件事業による売電事業開始前又は売電事業開始の日から20年間で経過する日までの間に、甲が本件事業を第三者に譲渡する場合においては本件基金も継承されたものとみなす。

2 甲が破産、民事再生その他の倒産手続の開始申立て、第三者への本件事業の譲渡、解散、本件事業に関して甲への資金提供を行う金融機関による譲渡担保権の実行その他の事由によって甲が本件事業を終了したときは、本件基金を寄付する期間は、当該事由の発生した日までとする。

3 甲が乙に寄付する金額は、年額500万円とし、乙は、本件基金を創設し、繰入するものとする。ただし、事業開始日又は事業終了日が年度途中の場合においては、日割計算により算出した寄付金額とする。

### (支払い及び受領証明)

第8条 甲が乙に寄付する金額の支払期日は、毎年度4月1日から翌年3月31日まで(以下「事業年度」という。)の分について、当該事業年度の4月末日までとする。ただし、売電事業の開始年の初回支払期日は、売電事業の開始月の翌月末とする。

2 甲は、前項に定める期日までに乙の指定する口座に第2条第2項で定める金額を振り込むものとする。ただし、振込み手数料は甲の負担とする。

3 乙は、第2項に定める寄付金の振込み(入金)を確認した場合は、別紙寄付金受領証明書に確認日付その他の記載事項を記入し押印のうえ速やかに甲に送付するものとする。

(寄付金の使途等)

第4条 乙は、本件基金を活用し、農林業の健全な発展に資する施策など、地域活性化対策の推進に要する費用に充当するものとする。

(協議等)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議し、誠意をもって解決するものとする。

以上、本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月2日

甲 住所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号

氏名 合同会社 軽米東ソーラー

代表社員 株式会社レノバ

職務執行者 辻本 大輔

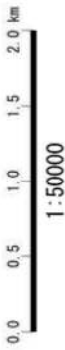
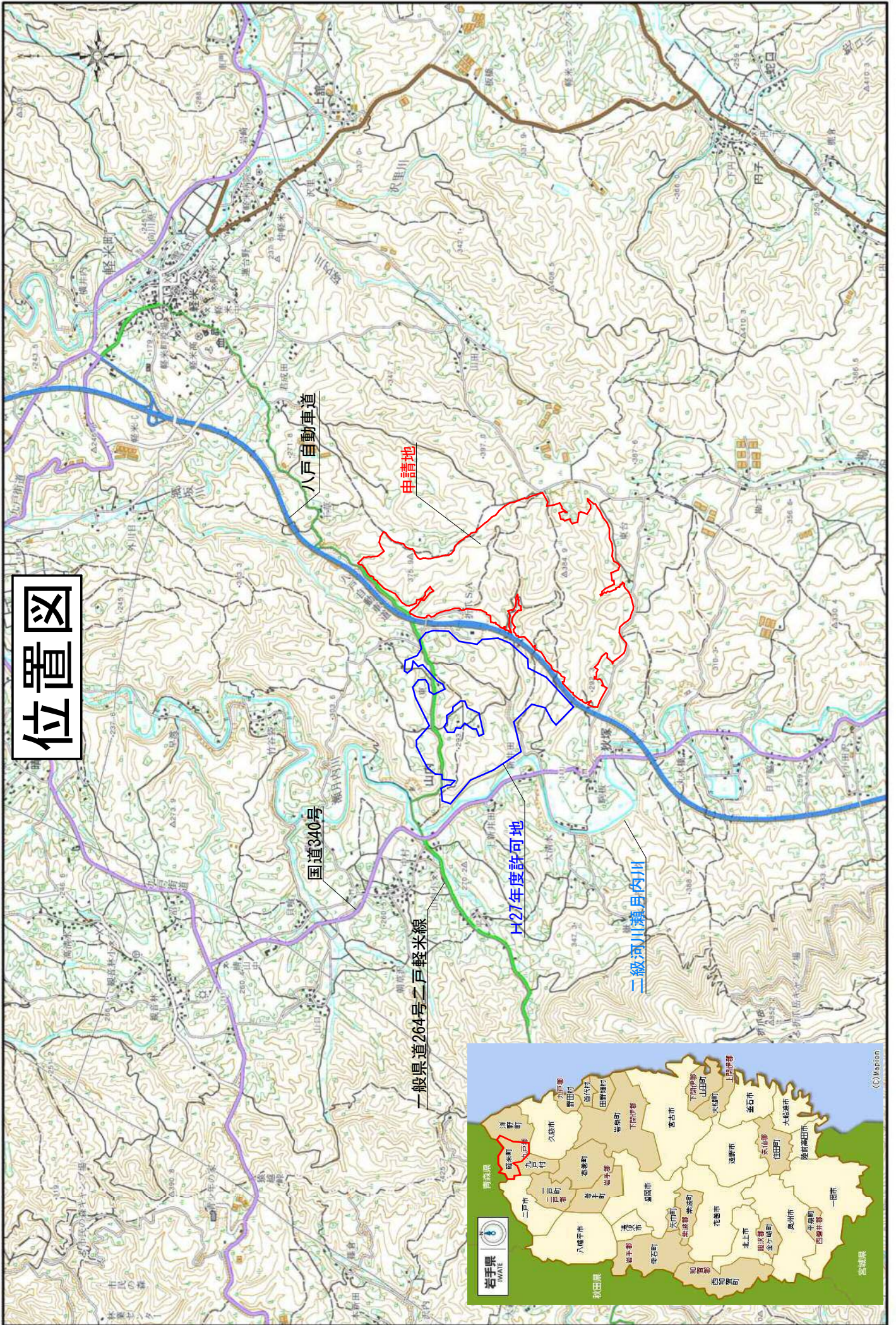


乙 住所 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

氏名 軽米町 長山 賢一

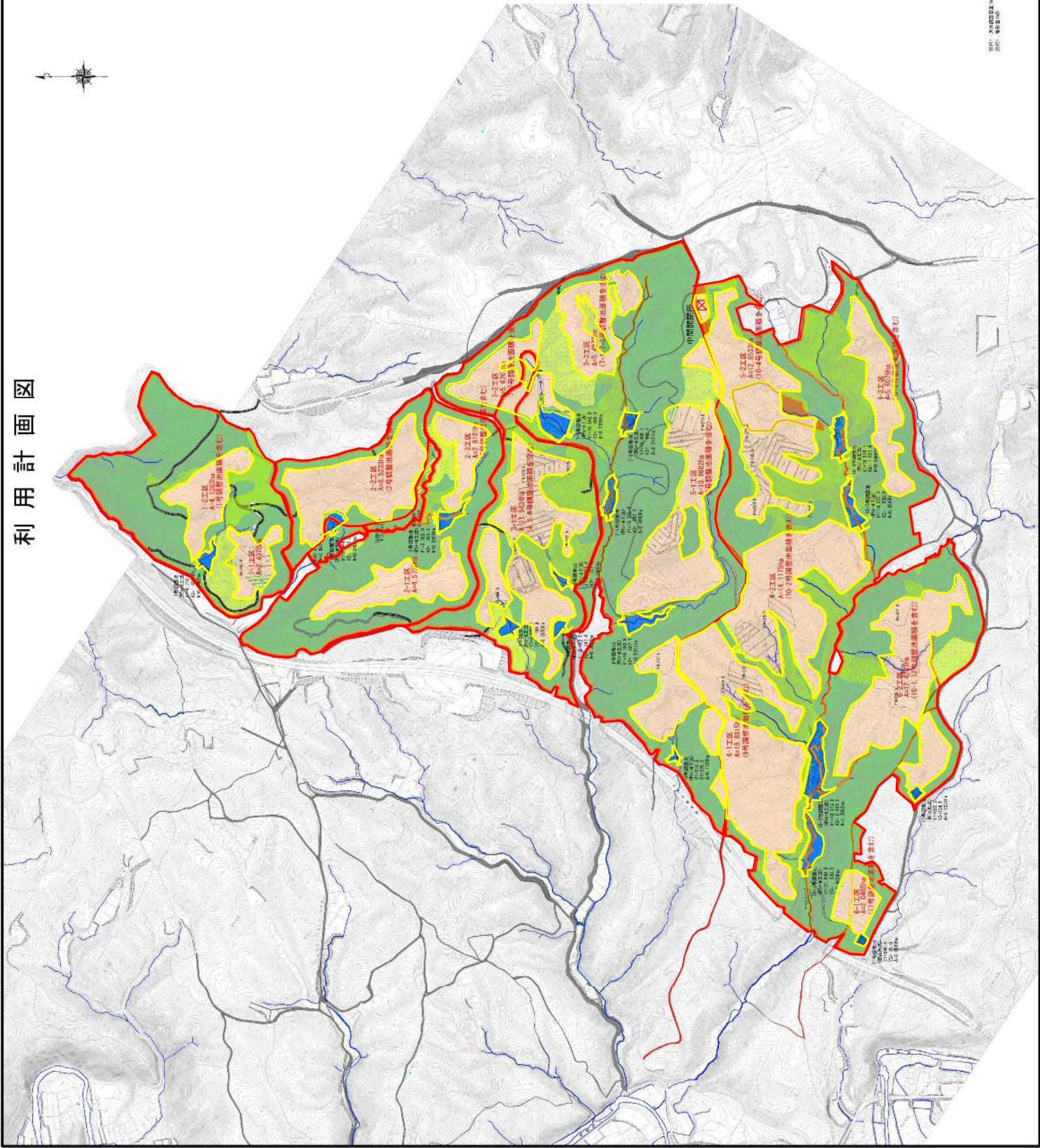


# 位置図



1:50000

# 利用計画図



## 凡例

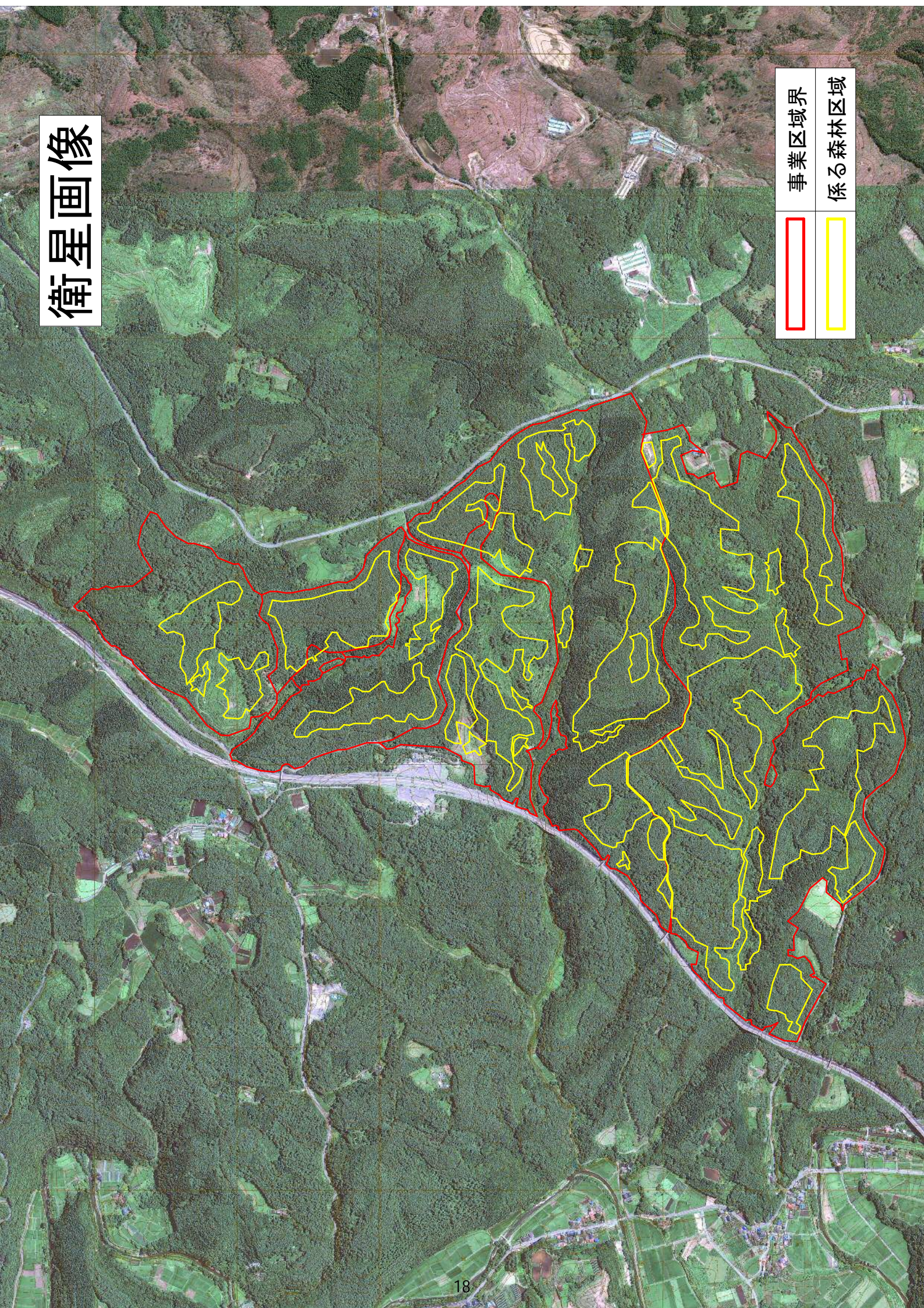
	雑草森林(6年以上)
	雑草森林(6年以下)
	雑草森林(5年未満(雑草除外))
	雑草森林
	造成地
	雑用林
	集入路
	その他(雑草)
	赤土
	青土・泥及び水たまり
	調整池
	事業区境界
	開墾予定と見做す森林区域
	開墾行為に係る森林区域

## 図面番号-4

所在地	岩手県九戸郡盛岡町地内
図面名	利用計画図
作成年月日	
調査場所	
縮尺	1:1000(A0), 1:12000(A3)
設計者	アジア建設株式会社

資料: 地形図(国土地院)

# 衛星画像



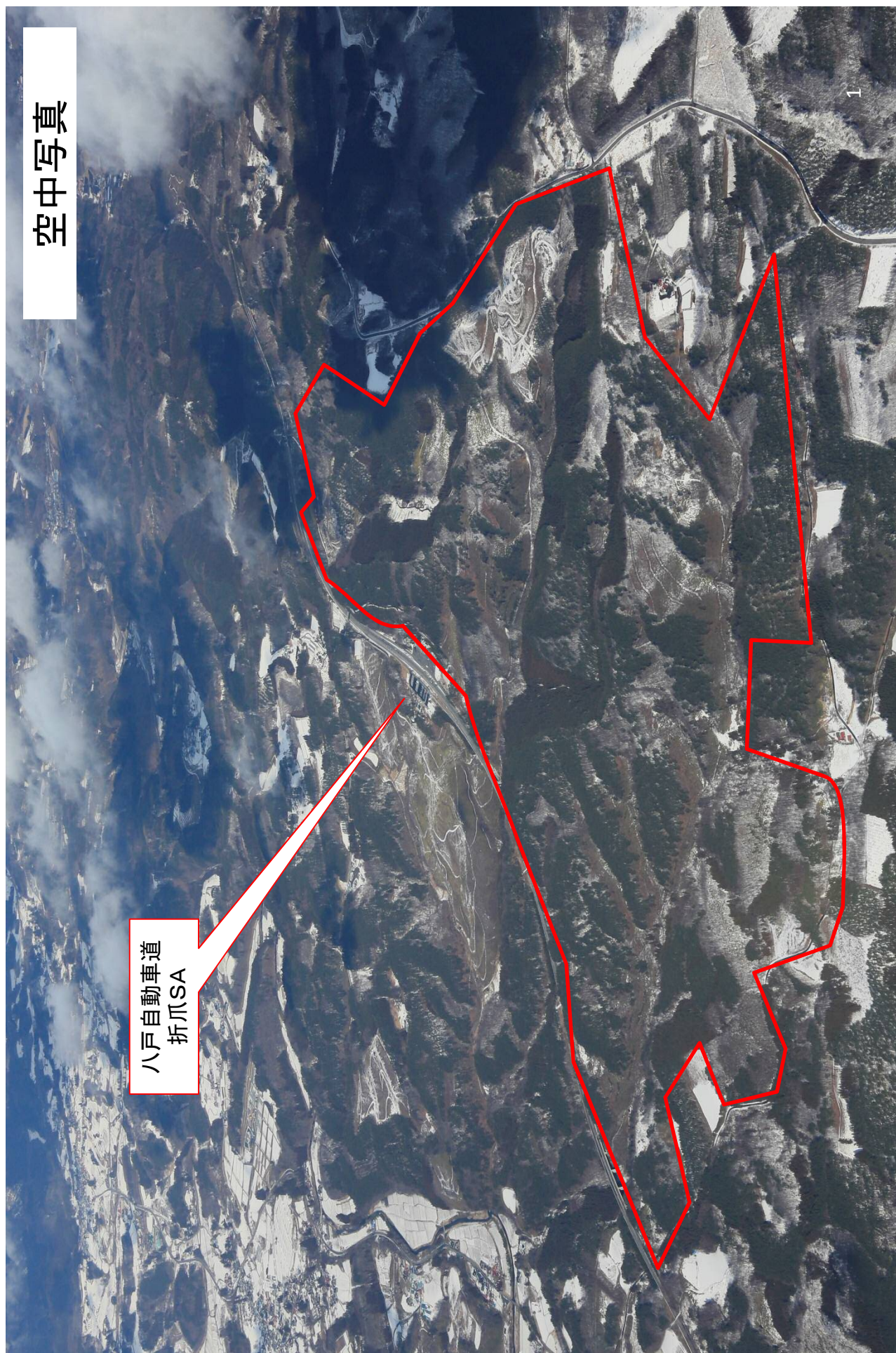
事業区域界



係る森林区域



# 現況写真(全景)

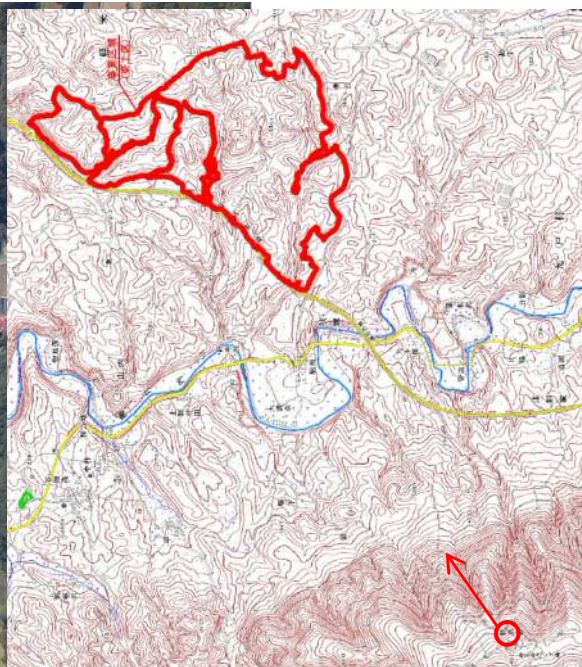


空中写真

八戸自動車道  
折爪SA

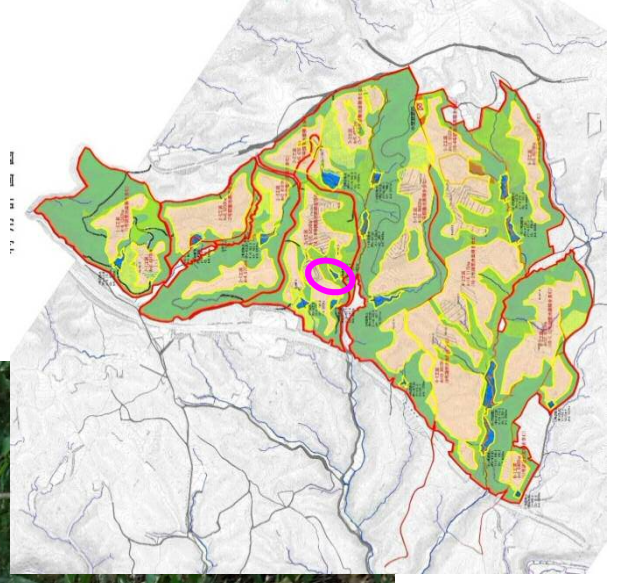
# 現況写真(全景)

折爪岳から撮影



# 現況写真(林内状況)

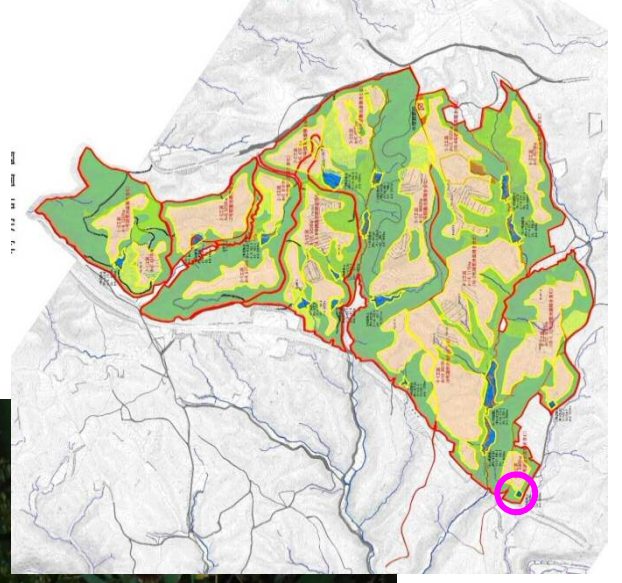
## 6号洪水調整池 予定箇所



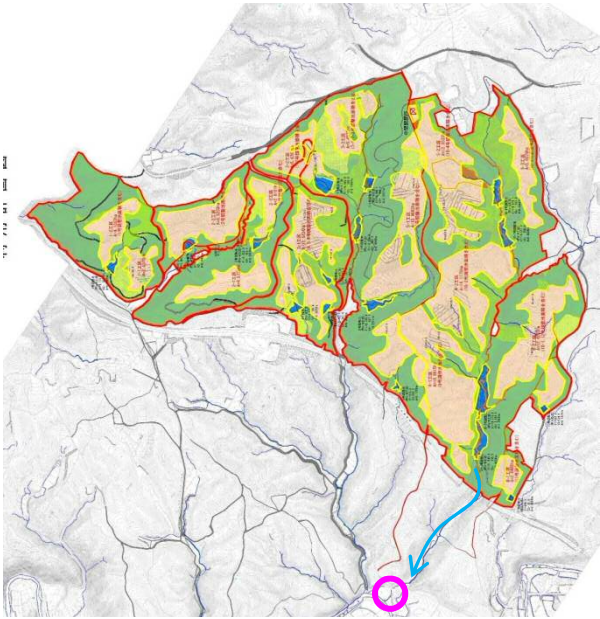


# 現況写真(林内状況)

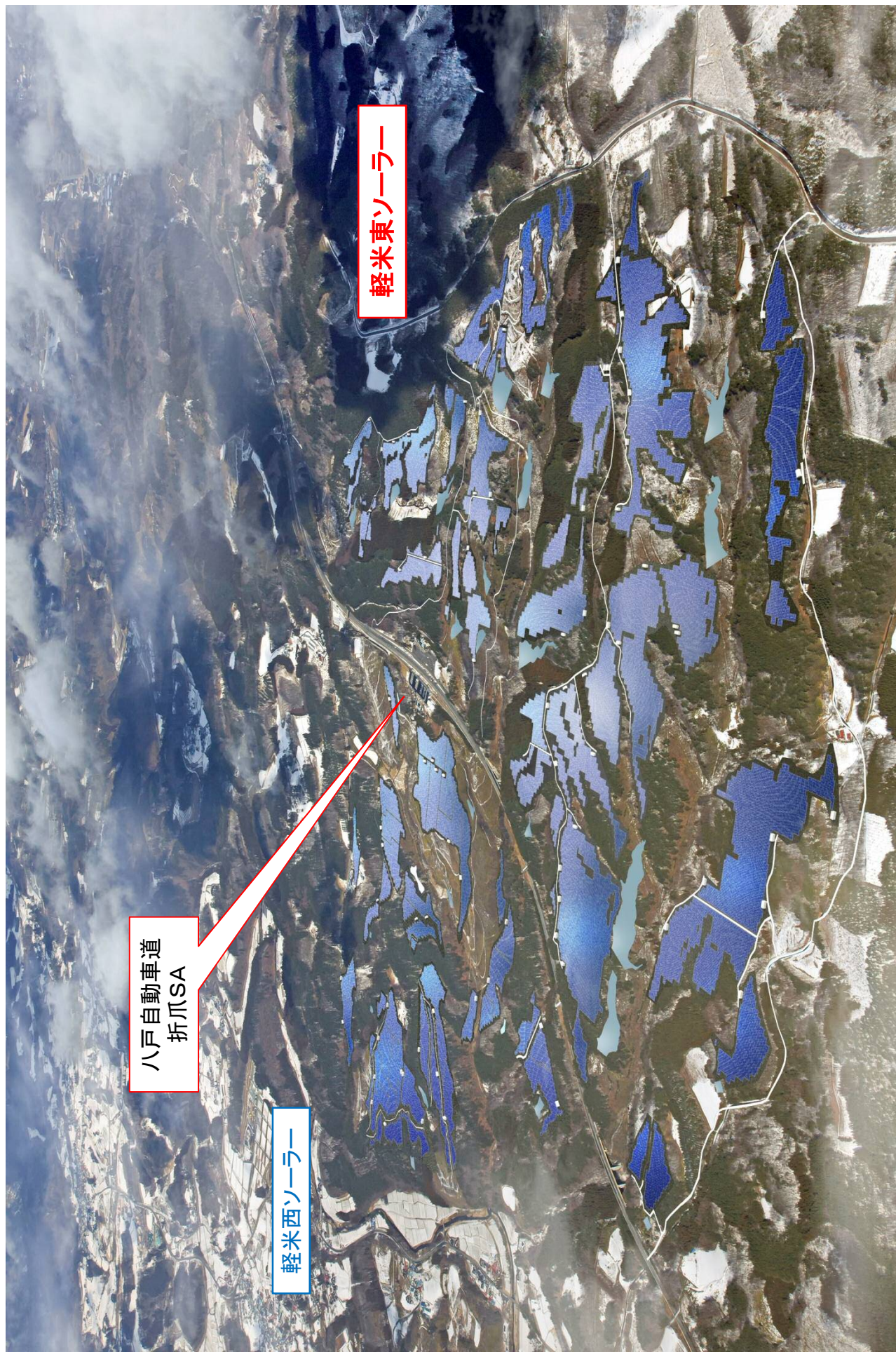
## 11号洪水調整池 予定箇所



# 現況写真(流末状況)



# 完成後のイメージ



八戸自動車道  
折爪SA

軽米西ソーラー

軽米東ソーラー

## 森林法（抜粋）

### （開発行為の許可）

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する「災害の防止」の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一 の二 当該開発行為をする森林の現に有する「水害の防止」の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する「水源のかん養」の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する「環境の保全」の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第 1 項の許可をしようとするときは、「都道府県森林審議会」及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

# 林地開発許可制度の概要

## 1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

## 2 林地開発許可制度のあらまし

### (1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

### (2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条の 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）

② 鉱物の採掘

③ 宅地の造成

④ 土砂捨てその他物件の堆積

⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

**(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）**

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

**ア 災害の防止**

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

**イ 水害の防止**

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

**ウ 水の確保**

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

**エ 環境の保全**

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

**(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）**

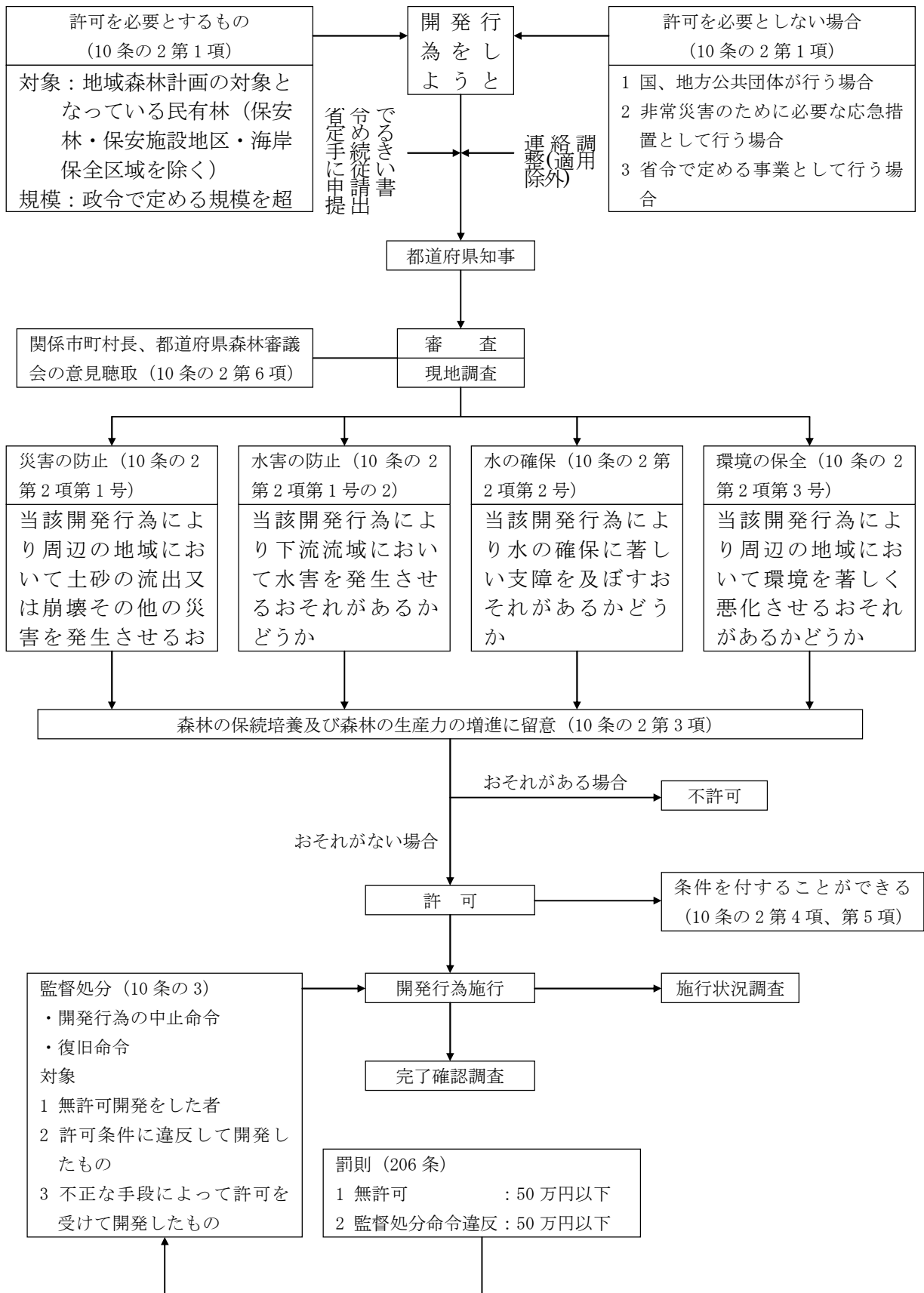
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

### 3 林地開発許可制度の体系図



# 岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)

(平成14年6月12日森第290号)

(平成15年2月24日森第1270号)

(平成16年3月30日森第1618号)

(平成27年2月17日森保第1416号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第4号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

この規程は、平成4年8月24日から施行する。

この規程は、平成14年6月12日から施行する。

この規定は、平成15年2月24日から施行する。

この規定は、平成16年3月30日から施行する。

この規定は、平成27年2月17日から施行する。



## 岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

### 具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が**10ヘクタール以上**のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
  - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
  - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
  - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
    - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
    - ②土石採取に係るもの
    - ③宅地造成に係るもの
    - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
  - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
  - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

### 具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの

# 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要

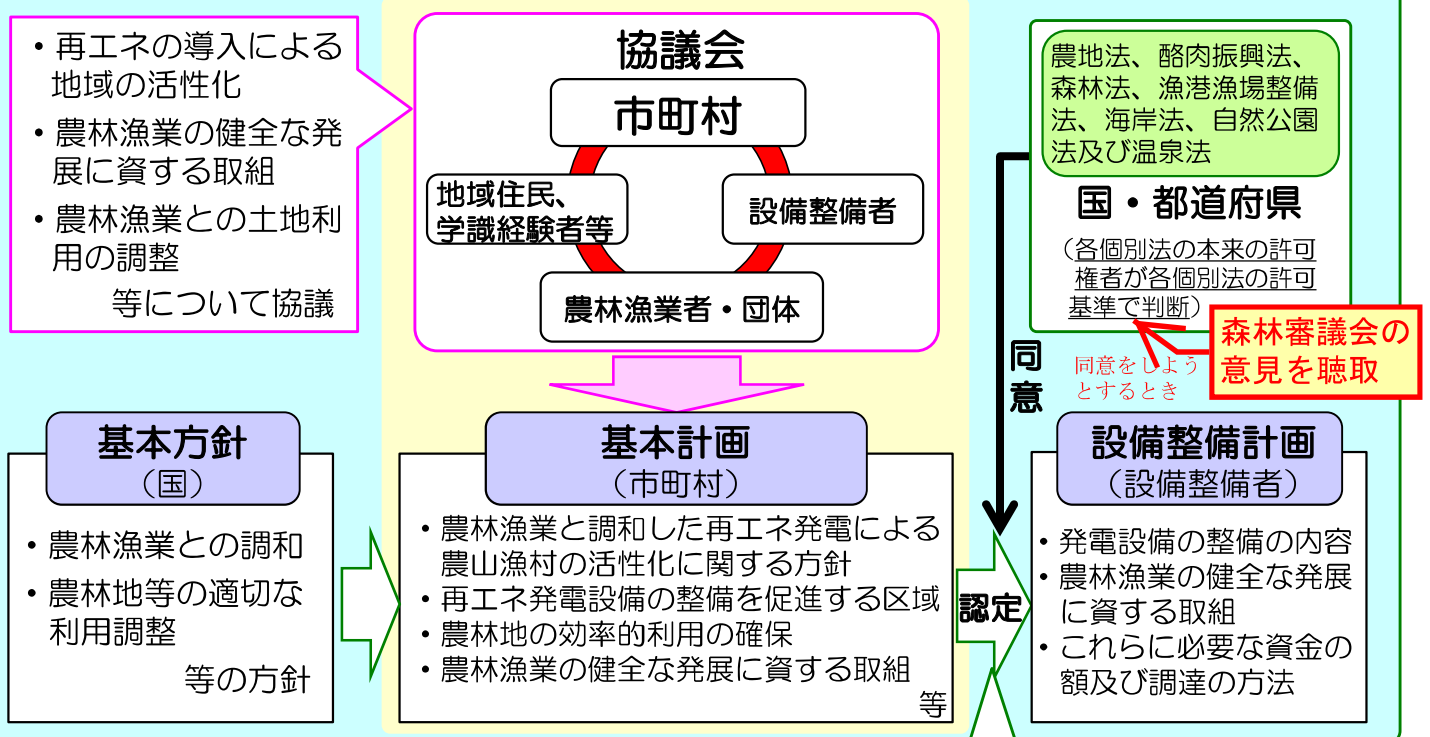
## 趣旨

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

## 1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

## 2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネ発電の促進に関する計画制度



## 3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- (1) 農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）。
- (2) 再生エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化等を併せて図るために行う、市町村による所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）。

## 4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

## 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（抜粋）

（設備整備計画の認定）

第七条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 第四項第四号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

二 第四項第四号に掲げる行為 都道府県森林審議会

（森林法の特例）

第十一条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。